

平成 3 0 年 度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

町 民 憲 章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

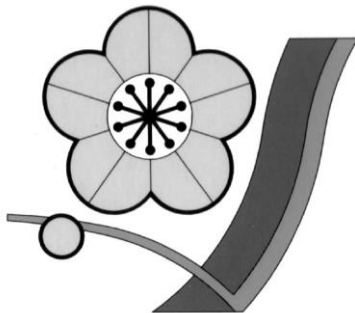
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

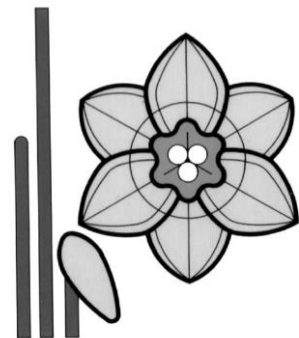
昭和 49 年 11 月 3 日制定



町 の 鳥「メジロ」
(平成 6 年制定)



町 の 木 「梅」
(昭和 45 年制定)



町 の 花 「水仙」
(平成元年制定)

目 次

I 酒々井町の概説

1	町の沿革等	1
2	人口等の推移	2
3	歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）	2
4	平成29年度一般会計歳入歳出決算	4
5	平成30年度一般会計当初予算	6
6	酒々井町行政組織図	8

II 町税等の概況

1	租税体系図	9
2	税務事務概要	10
3	税目別決算額の推移（一般会計）	12
4	平成29年度町税決算状況（一般会計）	14
5	町税税率の経緯	16

III 税目別概況

(1) 町民税

1	町民税のあらまし	25
2	個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	33
3	個人町民税所得者区分別課税額の推移	34
4	個人町民税所得者区分別納税義務者の推移	35
5	個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移	36
6	個人町民税の所得控除額の推移	37
7	平成30年度個人町民税の納税義務者等に関する調	38
8	個人町民税負担額の推移	39
9	平成30年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	40
10	法人町民税調定額（現年課税分）の推移	41
11	平成29年度法人町民税月別調定額（現年課税分）	41
12	法人の設立状況	42

(2) 固定資産税・都市計画税

1	固定資産税のあらまし	43
2	都市計画税のあらまし	45
3	納税義務者数（現年課税分）の推移	48
4	土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移	48
5	調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移	49
6	土地の概要に関する調	50
7	宅地に関する調（法定免税点以上）	52

8	家屋の概要に関する調	53
9	家屋の増減状況（現年課税分）の推移	54
10	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	55
11	償却資産の価格等に関する調	56
12	国有資産等所在市町村交付金の状況	57
13	固定資産基準地等価格一覧表	58

(3) 軽自動車税

1	軽自動車税のあらまし	59
2	軽自動車税に関する調（定期分）	60

(4) 町たばこ税

1	町たばこ税のあらまし	63
2	町たばこ税の推移	64

(5) 国民健康保険税

1	国民健康保険税のあらまし	65
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	66
3	国民健康保険税決算額の推移	68
4	平成29年度国民健康保険税の決算状況	68
5	国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移	70

IV 徴 収

1	町税口座振替状況調	71
2	町税口座振替納付状況調	71
3	督促状発送状況の推移	72
4	不納欠損額の推移	73
5	滞納繰越収納状況の推移	74
6	平成30年度納期一覧表	76

V そ の 他

1	税務証明書等の取扱件数	77
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	78

I 酒々井町の概説

1. 町 の 沿 革 等

1. 位 置

町は、千葉県北部、北総台地のほぼ中央部にあり、都心から約 50 k m、成田国際空港から西に約 10 k mに位置します。北東は国際空港と門前町の「成田市」や「富里市」と、南西は歴史と文化の城下町「佐倉市」や「八街市」と隣接し、また、北西では印旛沼を介して「印西市」に接しており、温暖な気候に恵まれています。

方 位	東 経	方 位	北 緯
極 東	140 度 18 分	極 南	35 度 42 分
極 西	140 度 14 分	極 北	35 度 45 分

2. 交 通

(鉄道) J R 成田線酒々井駅、J R 総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・京成宗吾参道駅の 3 線 4 駅があり、都心や千葉市、成田国際空港等と結ばれています。

(道路) 酒々井インターチェンジ・国道 51 号・国道 296 号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

3. 沿 革

町は、中世室町時代の下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約 100 年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治 22 年の町村制の施行で近隣 16 か町村が合併し、戸数 720 戸、人口 3,644 人の酒々井町が誕生しました。

以来、着実な歩みを続け、昭和 50 年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口 2 万人を超える町へと発展しました。

4. 土 地 利 用

町は、東西 4.2 k m、南北 6.2 k m、面積 19.01 k m²です。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

5. 町 名 の 由 来 (酒の井の伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

2. 人 口 等 の 推 移

区 分 \ 年		25		26	
		人数（人）	前年比（％）	人数（人）	前年比（％）
人 口	男	10,734	100.4	10,750	100.1
	女	10,661	101.6	10,703	100.4
	計	21,395	101.0	21,453	100.3
世 帯 数		9,244	102.1	9,445	102.2
一 世 帯 当 た り の 人 口		2.31	98.9	2.27	98.1
人口密度（k㎡当たり）		1,124.9	101.0	1,127.9	100.3

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）

年度 \ 区 分		25	26
一 般 会 計 (円)	歳 入	6,417,021,751	6,474,330,503
	歳 出	6,010,178,833	5,922,923,955
町 税 総 額 （ 円 ）		2,582,459,844	2,800,052,058
町 税 総 額 / 歳 入 総 額 (%)		40.2	43.2
町 税 負 担 額 (円)	一人当たり	120,704	130,520
	一世帯当たり	279,366	296,459
歳 出 額 (円)	一人当たり	280,915	276,088
	一世帯当たり	650,171	627,096

27		28		29		30	
人数（人）	前年比（％）	人数（人）	前年比（％）	人数（人）	前年比（％）	人数（人）	前年比（％）
10,657	99.1	10,613	99.6	10,534	99.3	10,406	98.8
10,691	99.9	10,643	99.6	10,586	99.5	10,548	99.6
21,348	99.5	21,256	99.6	21,120	99.4	20,954	99.2
9,493	100.5	9,585	101.0	9,630	100.5	9,727	101.0
2.25	99.0	2.22	98.7	2.19	98.6	2.15	98.4
1,123.0	99.6	1,118.1	99.6	1,111.0	99.4	1,102.3	99.2

27	28	29	30
6,862,634,637	6,696,979,351	6,867,758,621	6,410,545,000
6,222,864,331	6,116,628,491	6,295,489,199	6,410,545,000
2,861,537,878	2,955,731,364	2,999,259,202	2,802,785,000
41.7	44.1	43.7	43.7
134,042	139,054	142,010	133,759
301,437	308,371	311,450	288,145
291,496	287,760	298,082	305,934
655,521	638,146	653,737	659,046

資料：歳入歳出決算書（平成30年度は当初予算）

4. 平成29年度一般会計歳入歳出決算

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	決算額	構成比	款 別	決算額	構成比
町 税	2,999,259	43.7	議 会 費	119,952	1.9
地 方 譲 与 税	61,037	0.9	総 務 費	1,035,598	16.4
利 子 割 交 付 金	3,883	0.1	民 生 費	1,821,443	28.9
配 当 割 交 付 金	14,927	0.2	衛 生 費	492,960	7.8
株式等譲渡所得割交付金	17,437	0.3	農 林 水 産 業 費	152,127	2.4
地方消費税交付金	328,413	4.8	商 工 費	105,705	1.7
自動車取得税交付金	24,322	0.4	土 木 費	592,908	9.4
地方特例交付金	10,403	0.2	消 防 費	466,137	7.4
地 方 交 付 税	821,084	12.0	教 育 費	1,088,438	17.3
交通安全対策特別交付金	2,848	0.0	公 債 費	420,221	6.7
分担金及び負担金	62,268	0.9			
使用料及び手数料	40,730	0.6			
国 庫 支 出 金	641,026	9.3			
県 支 出 金	333,010	4.8			
財 産 収 入	6,925	0.1			
寄 附 金	13,264	0.2			
繰 入 金	646,848	9.4			
繰 越 金	198,039	2.9			
諸 収 入	151,335	2.2			
町 債	490,700	7.1			
歳 入 合 計	6,867,758	100.0	歳 出 合 計	6,295,489	100.0

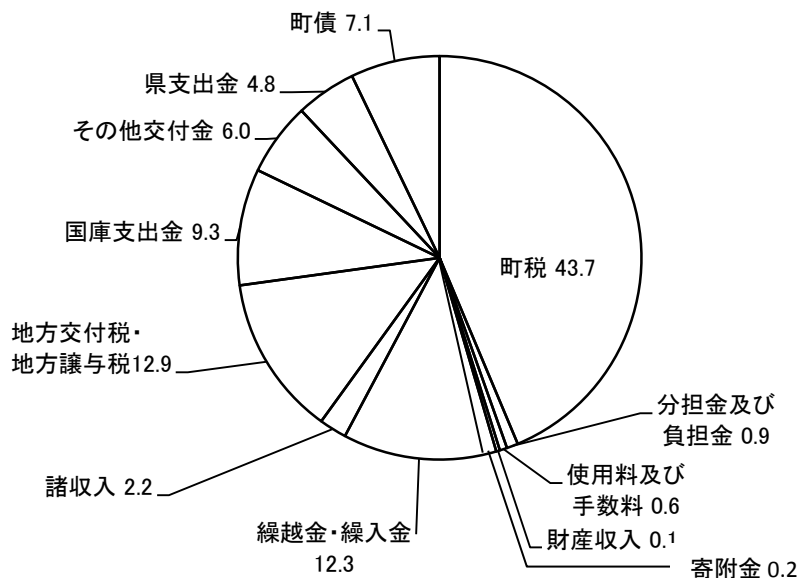
○ 町税の税目別歳入決算

(単位：千円・%)

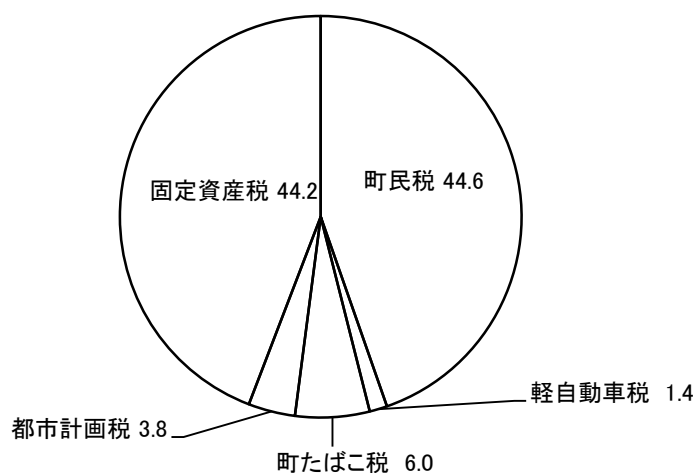
項 目	決算額	構成比	項 目	決算額	構成比
町 民 税	1,339,174	44.6	町 た ば こ 税	179,463	6.0
固 定 資 産 税	1,325,011	44.2	都 市 計 画 税	113,044	3.8
軽 自 動 車 税	42,567	1.4	町 税 歳 入 合 計	2,999,259	100.0

図表（平成29年度一般会計歳入歳出決算額）

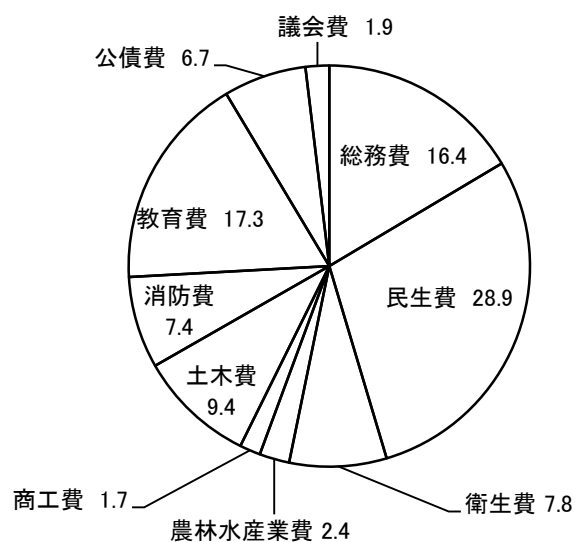
1. 歳入の構成比（％）（総額 6,867,758 千円）（自主財源 60.0 ％ 依存財源 40.0 ％）



2. 町税の構成比（％）（総額 2,999,259 千円）



3. 歳出の構成比（％）（総額 6,295,489 千円）



5. 平成30年度一般会計当初予算

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	予算額	構成比	款 別	予算額	構成比
町 税	2,802,785	43.7	議 会 費	125,316	2.0
地 方 譲 与 税	64,800	1.0	総 務 費	983,719	15.3
利 子 割 交 付 金	3,300	0.1	民 生 費	1,916,267	29.9
配 当 割 交 付 金	11,600	0.2	衛 生 費	508,639	7.9
株式等譲渡所得割交付金	7,400	0.1	農 林 水 産 業 費	157,989	2.5
地方消費税交付金	359,400	5.6	商 工 費	95,921	1.5
自動車取得税交付金	24,900	0.4	土 木 費	723,113	11.3
地方特例交付金	12,000	0.2	消 防 費	487,671	7.6
地 方 交 付 税	741,200	11.6	教 育 費	929,786	14.5
交通安全対策特別交付金	2,894	0.0	公 債 費	462,124	7.2
分担金及び負担金	67,888	1.1	予 備 費	20,000	0.3
使用料及び手数料	45,450	0.7			
国 庫 支 出 金	662,628	10.3			
県 支 出 金	391,320	6.1			
財 産 収 入	6,918	0.1			
寄 附 金	12,002	0.2			
繰 入 金	549,839	8.6			
繰 越 金	30,000	0.5			
諸 収 入	127,621	2.0			
町 債	486,600	7.6			
歳 入 合 計	6,410,545	100.0	歳 出 合 計	6,410,545	100.0

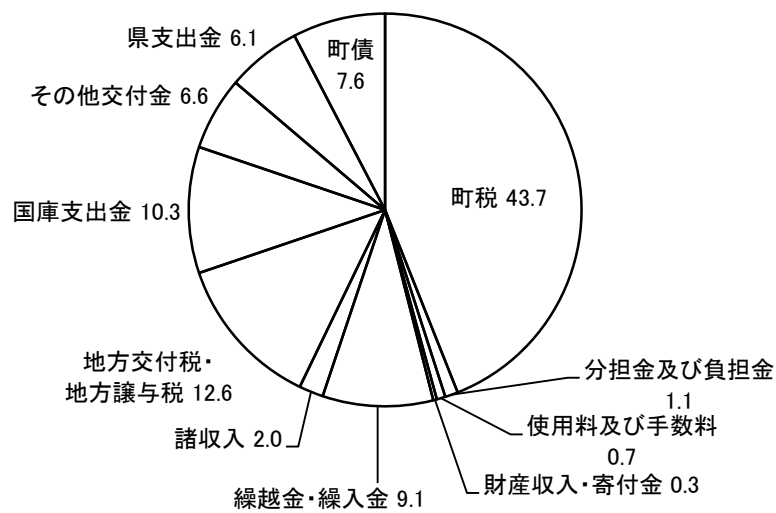
○ 町税の税目別歳入当初予算

(単位：千円・%)

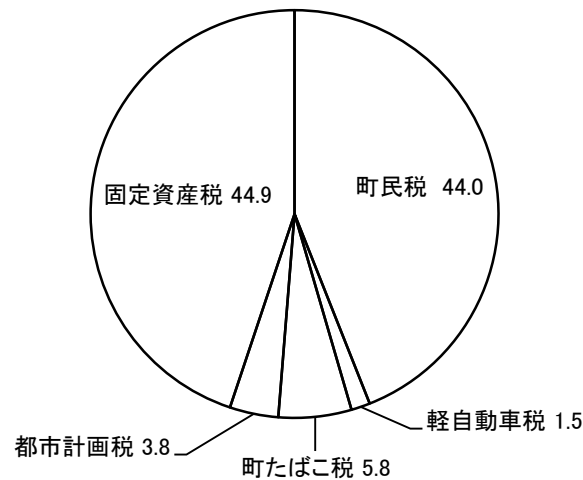
項 目	予算額	構成比	項 目	予算額	構成比
町 民 税	1,232,970	44.0	町 た ば こ 税	162,010	5.8
固 定 資 産 税	1,257,681	44.9	都 市 計 画 税	108,108	3.8
軽 自 動 車 税	42,016	1.5	町 税 歳 入 合 計	2,802,785	100.0

図表（平成30年度一般会計歳入歳出当初予算額）

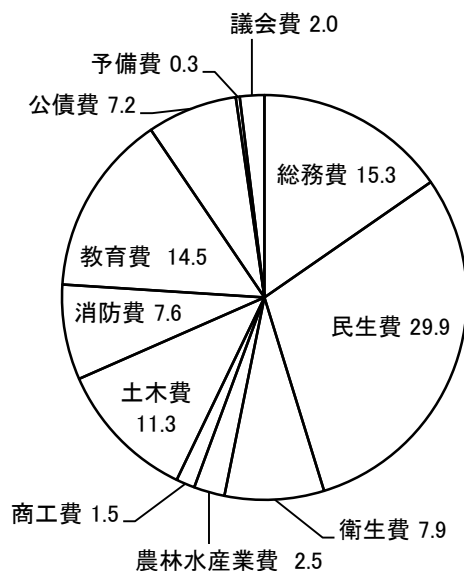
1. 歳入の構成比（%）（総額 6,410,545 千円）（自主財源 56.8 % 依存財源 43.2 %）



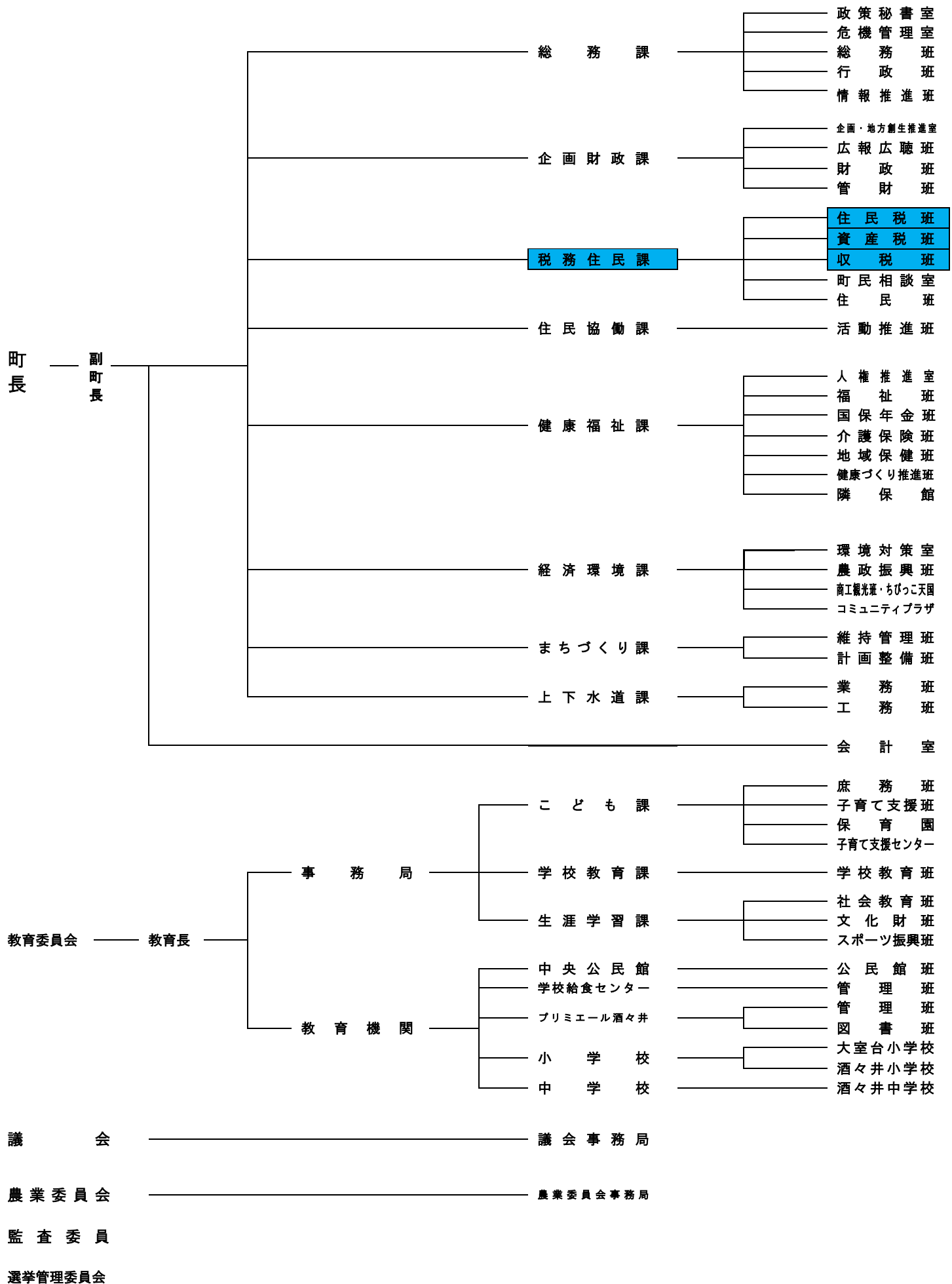
2. 町税の構成比（%）（総額 2,802,785 千円）



3. 歳出の構成比（%）（総額 6,410,545 千円）



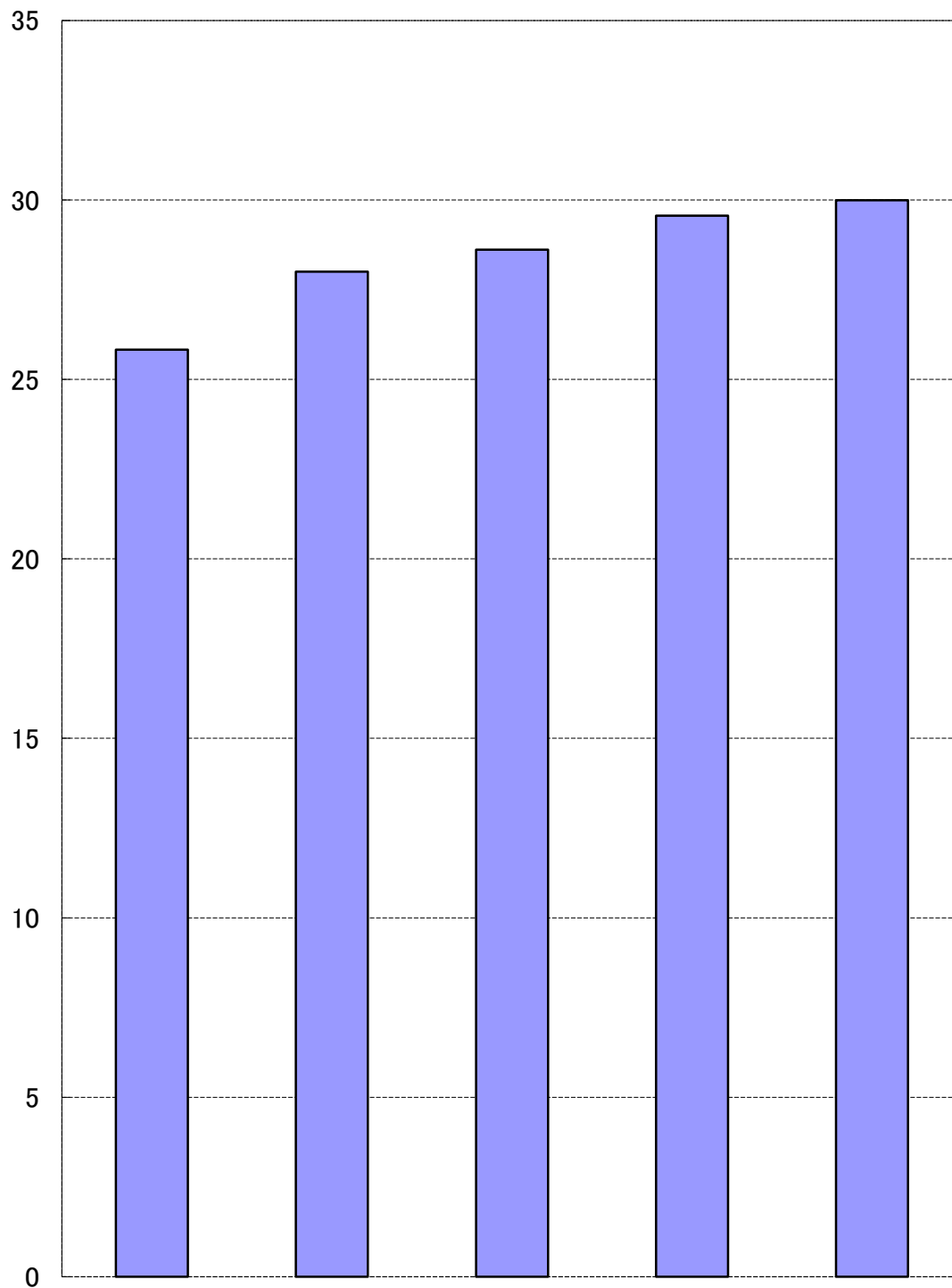
6. 酒々井町行政組織図



Ⅱ 町税等の概況

(一般会計町税総額の推移)

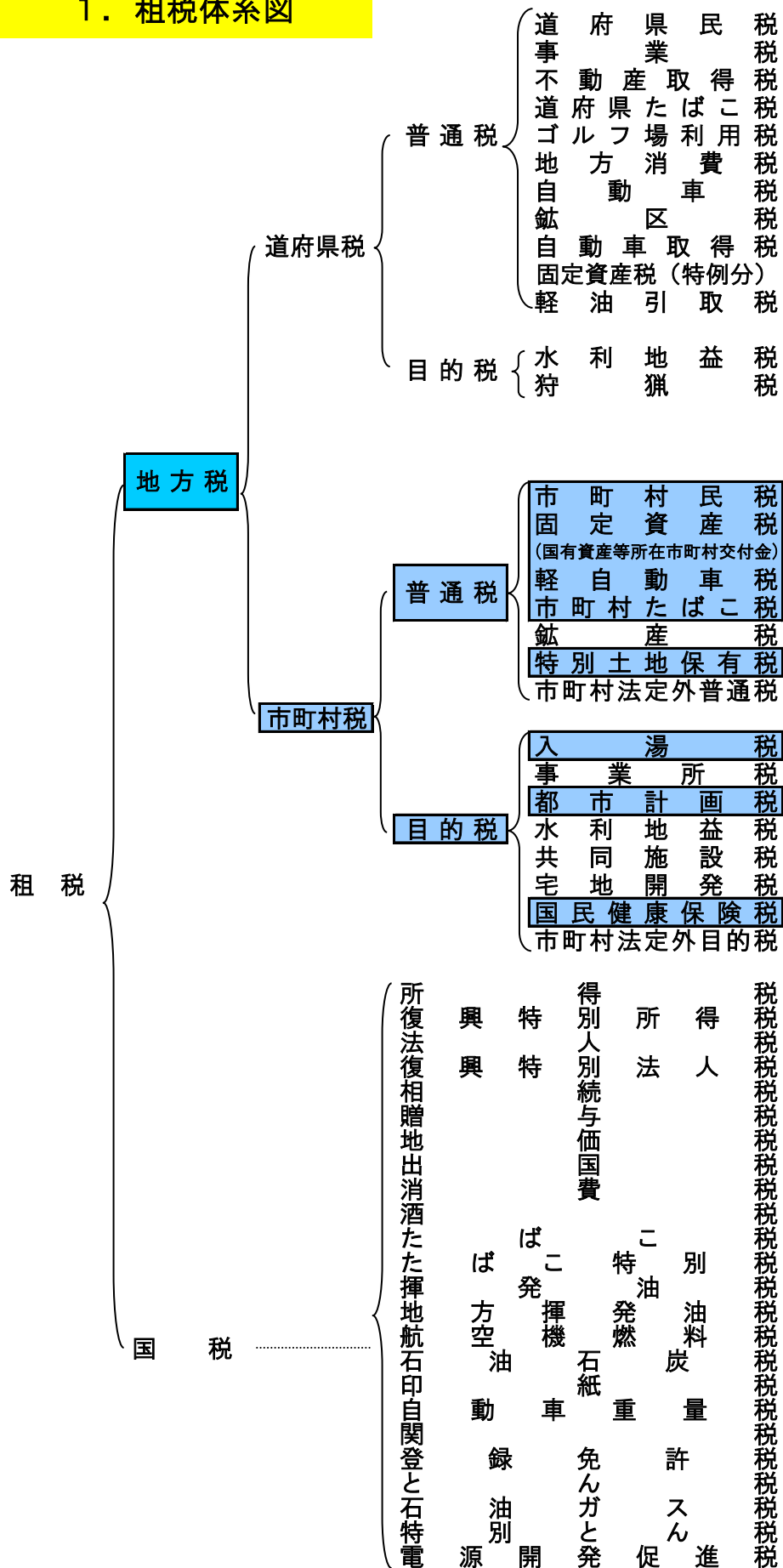
単位：億円



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決算額	2,582,460	2,800,052	2,861,538	2,955,731	2,999,259

(単位：千円)

1. 租税体系図



(注) 1. 普通税・・・その収入の使途を特定せず、一般的経費に充てるために課される税です。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続き、要件に従い課するものを法定外普通税といいます。

2. 目的税・・・特定の費用に充てるために課される税です。

2.税務事務概要

税関係の委員会等

1.酒々井町固定資産評価審査委員会（定数3名）

職 名	氏 名	住 所	任 期
委 員 長	齋 藤 照 一	下岩橋99	平成29年12月22日～平成32年12月21日
職務代理人	鶴 岡 嘉 廣	酒々井1692	平成29年12月22日～平成32年12月21日
委 員	川 島 貞 夫	中央台2丁目15番13	平成30年 8月 1日～平成32年12月21日

税務住民課（税務）事務分掌

住 民 税 班	1. 町民税の申告及び賦課に関する事
	2. 軽自動車税の賦課に関する事
	3. 町たばこ税の賦課に関する事
	4. 国民健康保険税の賦課に関する事
	5. 法人町民税に関する事
	6. 国税及び県税に関する事
資 産 税 班	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	2. 固定資産の実地調査及び評価に関する事
	3. 国有資産等所在市町村交付金に関する事
	4. 公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収 税 班	1. 町税の徴収に関する事
	2. 納税督促・催告に関する事
	3. 滞納処分に関する事
	4. 納税口座振替に関する事
	5. 収納委託及び受託に関する事
	6. 納税思想の普及に関する事
	7. 納税の証明に関する事
	8. 千葉県滞納整理推進機構に関する事

■ 職員数等（各年度4月1日現在）

年度	班 名	職 名							計
26		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班		1	1		1	2		5
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班		1	1		1		1	4
	計	1	3	4	0	2	2	2	14
27		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班		1	1		2			4
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班			1		2		1	4
	計	1	2	4	0	4	0	2	13
28		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班		1	1		1		1	4
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班			1		1		2	4
	計	1	2	4	0	2	0	4	13
29		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班		1			1	1	1	4
	資産税班		2	1				1	4
	収 税 班			2		1		1	4
	計	1	3	3	0	2	1	3	13
30		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
		1							1
	住民税班			1		1	1	1	4
	資産税班		1	1		1		1	4
	収 税 班			2		1		1	4
	計	1	1	4	0	3	1	3	13

3. 税目別決算額の推移（一般会計）

税目等		年度	25				26			
		区分	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
町 民 税	個人	現	1,066,510	1,036,387	97.2	98.9	1,132,351	1,105,738	97.6	106.7
		滞	118,246	16,662	14.1	104.0	119,287	27,196	22.8	163.2
		計	1,184,756	1,053,049	88.9	98.9	1,251,638	1,132,934	90.5	107.6
	法人	現	150,951	150,404	99.6	142.0	180,114	179,397	99.6	119.3
		滞	2,540	501	19.7	124.0	2,126	333	15.7	66.5
		計	153,491	150,905	98.3	141.9	182,240	179,730	98.6	119.1
	計		1,338,247	1,203,954	90.0	102.9	1,433,878	1,312,664	91.5	109.0
固定資産税	固定資産税	現	1,075,744	1,060,617	98.6	101.3	1,176,049	1,159,429	98.6	109.3
		滞	68,724	11,471	16.7	90.1	64,237	15,262	23.8	133.0
		計	1,144,468	1,072,088	93.7	101.2	1,240,286	1,174,691	94.7	109.6
	国有資産等交付金	現	4,787	4,787	100.0	87.3	4,787	4,787	100.0	100.0
	計		1,149,255	1,076,875	93.7	101.1	1,245,073	1,179,478	94.7	109.5
軽 自 動 車 税		現	30,596	29,274	95.7	101.4	32,370	31,338	96.8	107.1
		滞	4,320	765	17.7	117.3	4,452	921	20.7	120.4
		計	34,916	30,039	86.0	101.7	36,822	32,259	87.6	107.4
町 た ば こ 税		現	182,000	182,000	100.0	117.5	178,742	178,742	100.0	98.2
都 市 計 画 税		現	89,867	88,603	98.6	100.6	96,971	95,601	98.6	107.9
		滞	5,999	989	16.5	88.9	5,534	1,308	23.6	132.3
		計	95,866	89,592	93.5	100.4	102,505	96,909	94.5	108.2
合 計	現年課税分		2,600,455	2,552,072	98.1	103.0	2,801,384	2,755,032	98.3	108.0
	滞納繰越分		199,829	30,388	15.2	98.2	195,636	45,020	23.0	148.2
	計		2,800,284	2,582,460	92.2	102.9	2,997,020	2,800,052	93.4	108.4

(単位：千円・％)

27				28				29			
調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比
1,068,249	1,042,958	97.6	94.3	1,054,025	1,037,540	98.4	99.5	1,076,911	1,060,893	98.5	102.3
109,672	25,866	23.6	95.1	101,173	26,784	26.5	103.5	83,515	21,869	26.2	81.6
1,177,921	1,068,824	90.7	94.3	1,155,198	1,064,324	92.1	99.6	1,160,426	1,082,762	93.3	101.7
210,294	209,318	99.5	116.7	244,163	241,299	98.8	115.3	254,785	253,857	99.6	105.2
2,040	254	12.5	76.3	2,380	560	23.5	220.5	4,412	2,555	57.9	456.3
212,334	209,572	98.7	116.6	246,543	241,859	98.1	115.4	259,197	256,412	98.9	106.0
1,390,255	1,278,396	92.0	97.4	1,401,741	1,306,183	93.2	102.2	1,419,623	1,339,174	94.3	102.5
1,254,398	1,234,822	98.4	106.5	1,313,591	1,297,111	98.7	105.0	1,320,288	1,305,682	98.9	100.7
58,684	13,608	23.2	89.2	57,263	16,264	28.4	119.5	50,849	14,686	28.9	90.3
1,313,082	1,248,430	95.1	106.3	1,370,854	1,313,375	95.8	105.2	1,371,137	1,320,368	96.3	100.5
4,787	4,787	100.0	100.0	4,643	4,643	100.0	97.0	4,643	4,643	100.0	100.0
1,317,869	1,253,217	95.1	106.3	1,375,497	1,318,018	95.8	105.2	1,375,780	1,325,011	96.3	100.5
33,967	32,941	97.0	105.1	40,830	39,517	96.8	120.0	42,939	41,697	97.1	105.5
4,020	716	17.8	77.7	3,349	782	23.4	109.2	3,307	870	26.3	111.3
37,987	33,657	88.6	104.3	44,179	40,299	91.2	119.7	46,246	42,567	92.0	105.6
187,928	187,928	100.0	105.1	179,632	179,632	100.0	95.6	179,463	179,463	100.0	99.9
108,892	107,192	98.4	112.1	111,602	110,202	98.7	102.8	113,046	111,795	98.9	101.4
4,983	1,148	23.0	87.8	4,891	1,397	28.6	121.7	4,326	1,249	28.9	89.4
113,875	108,340	95.1	111.8	116,493	111,599	95.8	103.0	117,372	113,044	96.3	101.3
2,868,515	2,819,946	98.3	102.4	2,948,486	2,909,944	98.7	103.2	2,992,075	2,958,030	98.9	101.7
179,399	41,592	23.2	92.4	169,056	45,787	27.1	110.1	146,410	41,229	28.2	90.0
3,047,914	2,861,538	93.9	102.2	3,117,542	2,955,731	94.8	103.3	3,138,485	2,999,259	95.6	101.5

資料：平成25年度～平成29年度決算統計書

4. 平成29年度町税決算状況（一般会計）

税 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
1 町 民 税	1,181,322,000	1,419,622,506	1,339,173,965
（個人）現 年 課 税 分	991,254,000	1,076,910,671	1,060,893,056
滞 納 繰 越 分	13,995,000	83,514,935	21,868,809
計	1,005,249,000	1,160,425,606	1,082,761,865
（法人）現 年 課 税 分	175,788,000	254,785,000	253,857,200
滞 納 繰 越 分	285,000	4,411,900	2,554,900
計	176,073,000	259,196,900	256,412,100
2 固 定 資 産 税	1,287,275,000	1,375,780,266	1,325,011,243
現 年 課 税 分	1,272,216,000	1,320,288,000	1,305,681,723
滞 納 繰 越 分	10,416,000	50,849,066	14,686,320
計	1,282,632,000	1,371,137,066	1,320,368,043
国有資産等交付金	4,643,000	4,643,200	4,643,200
3 軽 自 動 車 税	39,927,000	46,246,385	42,566,805
現 年 課 税 分	39,342,000	42,938,900	41,696,800
滞 納 繰 越 分	585,000	3,307,485	870,005
4 町 た ば こ 税	174,205,000	179,462,957	179,462,957
5 都 市 計 画 税	110,975,000	117,372,427	113,044,232
現 年 課 税 分	110,099,000	113,046,100	111,795,477
滞 納 繰 越 分	876,000	4,326,327	1,248,755
現 年 課 税 分 合 計	2,767,547,000	2,992,074,828	2,958,030,413
滞 納 繰 越 分 合 計	26,157,000	146,409,713	41,228,789
合 計	2,793,704,000	3,138,484,541	2,999,259,202

(単位：円・％)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成28年度 収 納 率	平成27年度 収 納 率
4,055,273	76,393,268	94.33	93.18	91.95
0	16,017,615	98.51	98.44	97.63
3,896,973	57,749,153	26.19	26.47	23.58
3,896,973	73,766,768	93.31	92.13	90.74
0	927,800	99.64	98.83	99.54
158,300	1,698,700	57.91	23.53	12.45
158,300	2,626,500	98.93	98.10	98.70
1,597,994	49,171,029	96.31	95.82	95.09
0	14,606,277	98.89	98.75	98.44
1,597,994	34,564,752	28.88	28.40	23.19
1,597,994	49,171,029	96.30	95.81	95.08
0	0	100.00	100.00	100.00
438,300	3,241,280	92.04	91.22	88.60
0	1,242,100	97.11	96.79	96.98
438,300	1,999,180	26.30	23.35	17.81
0	0	100.00	100.00	100.00
137,406	4,190,789	96.31	95.80	95.14
0	1,250,623	98.89	98.75	98.44
137,406	2,940,166	28.86	28.57	23.04
0	34,044,415	98.86	98.69	98.31
6,228,973	98,951,951	28.16	27.08	23.18
6,228,973	132,996,366	95.56	94.81	93.89

5. 町税税率の経緯

区分		年度	17	18																									
町民税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 町民税 1,500円 県民税 500円 ※ 平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度 町民税 1,000円 県民税 300円 ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																									
		所得割	<table><tr><th colspan="2">課税標準額</th><th>税率(%)</th><th>速算控除(円)</th></tr><tr><td>町民税</td><td>200万円以下の金額</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>200万円を超え700万円以下の金額</td><td>8</td><td>100,000</td></tr><tr><td></td><td>700万円を超える金額</td><td>10</td><td>240,000</td></tr><tr><td>県民税</td><td>700万円以下の金額</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>700万円を超える金額</td><td>3</td><td>70,000</td></tr></table>	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)	町民税	200万円以下の金額	3	0		200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000		700万円を超える金額	10	240,000	県民税	700万円以下の金額	2	0		700万円を超える金額	3	70,000	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成18年度 1/3課税 ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税	
	課税標準額		税率(%)	速算控除(円)																									
	町民税	200万円以下の金額	3	0																									
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																										
	700万円を超える金額	10	240,000																										
県民税	700万円以下の金額	2	0																										
	700万円を超える金額	3	70,000																										
法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	
	資本金の金額	従業者数	税 額																										
1,000万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																											
	法人税割	12.3%																											
固定資産税		1.4%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																										
軽自動車		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 1,000円</td><td>二輪 2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下 1,200円</td><td>三輪 3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下 1,600円</td><td>四輪 貨物 営業用3,000円</td></tr><tr><td>ミニカー 50cc以下 2,500円</td><td>自家用4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車 農耕用 1,600円</td><td>乗用 営業用5,500円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下 2,400円</td><td>自家用7,200円</td></tr><tr><td>その他 4,700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 4,000円</td><td></td></tr></table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円	90cc以下 1,200円	三輪 3,100円	125cc以下 1,600円	四輪 貨物 営業用3,000円	ミニカー 50cc以下 2,500円	自家用4,000円	小型特殊自動車 農耕用 1,600円	乗用 営業用5,500円	小型特殊1,000cc以下 2,400円	自家用7,200円	その他 4,700円		二輪の小型自動車 4,000円								
原動機付自転車	軽自動車																												
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																												
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																												
125cc以下 1,600円	四輪 貨物 営業用3,000円																												
ミニカー 50cc以下 2,500円	自家用4,000円																												
小型特殊自動車 農耕用 1,600円	乗用 営業用5,500円																												
小型特殊1,000cc以下 2,400円	自家用7,200円																												
その他 4,700円																													
二輪の小型自動車 4,000円																													
町たばこ税		千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																										
特別土地保有税		課税停止																											
都市計画税		0.2%																											
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%	8.3%																									
		資産割	26.6%	25.0%																									
		均等割	19,500円	29,400円																									
		平等割	22,500円	31,200円																									
		課税限度額	530,000円	530,000円																									
	介護納付金課税額	所得割	0.8%	1.4%																									
		均等割	9,000円	13,000円																									
		課税限度額	70,000円	90,000円																									

区分		年度	19	20																											
町民税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																											
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table> ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table> ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成20年度 全額課税	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%											
	平成19年度～																														
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																														
町民税	6%																														
県民税	4%																														
平成19年度～																															
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																															
町民税	6%																														
県民税	4%																														
法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円	
	資本金の金額	従業者数	税 額																												
1,000万円以下	50人以下	50,000円																													
	50人超	120,000円																													
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																													
	50人超	150,000円																													
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																													
	50人超	400,000円																													
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																													
	50人超	1,750,000円																													
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																													
	50人超	3,000,000円																													
	法人税割	12.3%																													
固定資産税			1.4% 免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																												
軽自動車			<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>二輪 2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>三輪 3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>四輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>自家用4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用5,500円</td></tr><tr><td>農耕用</td><td>自家用7,200円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下</td><td></td></tr><tr><td>2,400円</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td></tr><tr><td>4,700円</td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td></td></tr><tr><td>4,000円</td><td></td></tr></table>	原動機付自転車	軽自動車	50cc以下	二輪 2,400円	90cc以下	三輪 3,100円	125cc以下	四輪	ミニカー	貨物 営業用3,000円	50cc以下	自家用4,000円	小型特殊自動車	乗用 営業用5,500円	農耕用	自家用7,200円	小型特殊1,000cc以下		2,400円		その他		4,700円		二輪の小型自動車		4,000円	
原動機付自転車	軽自動車																														
50cc以下	二輪 2,400円																														
90cc以下	三輪 3,100円																														
125cc以下	四輪																														
ミニカー	貨物 営業用3,000円																														
50cc以下	自家用4,000円																														
小型特殊自動車	乗用 営業用5,500円																														
農耕用	自家用7,200円																														
小型特殊1,000cc以下																															
2,400円																															
その他																															
4,700円																															
二輪の小型自動車																															
4,000円																															
町たばこ税			千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																												
特別土地保有税			課税停止																												
都市計画税			0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	8.3%																												
		資産割	25.0%																												
		均等割	29,400円																												
		平等割	31,200円																												
		課税限度額	530,000円																												
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																												
		均等割	6,400円																												
		課税限度額	120,000円																												
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																												
		均等割	13,000円																												
	課税限度額	90,000円																													

区分			年度	21	22
町民税	個人所得割	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円		
		所得割	平成19年度～		
			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		
			町民税	6%	
	法人税割	均等割	12.3%		
		法人税割	資本金の金額	従業者数	税 額
			1,000万円以下	50人以下	50,000円
	50人超			120,000円	
	1,000万円を超え		50人以下	130,000円	
			50人超	150,000円	
1億円以下の金額	50人以下		160,000円		
	50人超		400,000円		
10億円を超える金額	50人以下		410,000円		
	50人超	1,750,000円			
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円			
	固定資産税	1.4%	免税点	{ 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	
軽自動車	軽自動車	原動機付自転車	軽自動車		
		50cc以下	二輪	2,400円	
		90cc以下	三輪	3,100円	
		125cc以下	四輪		
		ミニカー	貨物	営業用3,000円	
		50cc以下	乗用	自家用4,000円	
		小型特殊自動車		営業用5,500円	
		農耕用		自家用7,200円	
		小型特殊1,000cc以下			
		その他			
二輪の小型自動車					
町たばこ税	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)		千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)		
	特別土地保有税	課税停止			
都市計画税			0.2%		
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%	5.6%	
		資産割	25.0%	25.0%	
		均等割	23,000円	23,000円	
		平等割	31,200円	31,200円	
		課税限度額	470,000円	470,000円	
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%	2.7%	
		均等割	6,400円	6,400円	
		課税限度額	120,000円	120,000円	
	介護納付金課税額	所得割	1.4%	1.4%	
		均等割	13,000円	13,000円	
		課税限度額	90,000円	90,000円	

区分		年度	23	24																																			
町民税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円																																				
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																											
	平成19年度～																																						
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																						
町民税	6%																																						
県民税	4%																																						
法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	3,000,000円								
	資本金の金額	従業者数	税 額																																				
1,000万円以下	50人以下	50,000円																																					
	50人超	120,000円																																					
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																																					
	50人超	150,000円																																					
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																																					
	50人超	400,000円																																					
1億円を超える金額	50人以下	410,000円																																					
	50人超	1,750,000円																																					
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																																					
	50人超	3,000,000円																																					
法人税割	12.3%																																						
固定資産税		1.4%	免税点	<table><tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr></table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																													
土地	300,000円																																						
家屋	200,000円																																						
償却資産	1,500,000円																																						
軽自動車		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>三輪</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>四輪</td><td></td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物</td><td>営業用3,000円</td></tr><tr><td>50cc以下</td><td></td><td>自家用4,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用</td><td>営業用5,500円</td></tr><tr><td>農耕用</td><td></td><td>自家用7,200円</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>2,400円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>4,700円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td></td><td>4,000円</td></tr></table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下	二輪	2,400円	90cc以下	三輪	3,100円	125cc以下	四輪		ミニカー	貨物	営業用3,000円	50cc以下		自家用4,000円	小型特殊自動車	乗用	営業用5,500円	農耕用		自家用7,200円	小型特殊1,000cc以下					2,400円	その他		4,700円	二輪の小型自動車		4,000円
原動機付自転車	軽自動車																																						
50cc以下	二輪	2,400円																																					
90cc以下	三輪	3,100円																																					
125cc以下	四輪																																						
ミニカー	貨物	営業用3,000円																																					
50cc以下		自家用4,000円																																					
小型特殊自動車	乗用	営業用5,500円																																					
農耕用		自家用7,200円																																					
小型特殊1,000cc以下																																							
		2,400円																																					
その他		4,700円																																					
二輪の小型自動車		4,000円																																					
町たばこ税		千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																																					
特別土地保有税		課税停止																																					
都市計画税		0.2%																																					
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																																				
		資産割	25.0%																																				
		均等割	23,000円																																				
		平等割	31,200円																																				
		課税限度額	470,000円																																				
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																																				
		均等割	6,400円																																				
		課税限度額	120,000円																																				
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																																				
		均等割	13,000円																																				
課税限度額		90,000円																																					

区分			年度	25	26	
町民税	個人所得割	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,500円 県民税 1,500円 ※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。		
		課税所得	平成19年度～		平成19年度～	
			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%	
			町民税	6%	町民税	6%
	県民税	4%	県民税	4%		
法人税	均等割	資本金の金額	従業者数	税 額		
		1,000万円以下	50人以下	50,000円		
			50人超	120,000円		
		1,000万円を超え	50人以下	130,000円		
	1億円以下の金額	50人超	150,000円			
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円				
10億円を超える金額	50人超	400,000円				
10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	410,000円				
50億円を超える金額	50人超	1,750,000円				
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円				
法人税割			12.3%			
固定資産税			1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	
軽自動車			原動機付自転車	軽自動車		
			50cc以下 1,000円	二輪 2,400円		
			90cc以下 1,200円	三輪 3,100円		
			125cc以下 1,600円	四輪		
			ミニカー	貨物	営業用3,000円	
			50cc以下 2,500円	乗用	自家用4,000円	
			小型特殊自動車		営業用5,500円	
			農耕用 1,600円		自家用7,200円	
			小型特殊1,000cc以下			
			2,400円			
			その他 4,700円			
			二輪の小型自動車 4,000円			
町たばこ税			千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)			
特別土地保有税			課税停止			
都市計画税			0.2%			
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%			
		資産割	25.0%			
		均等割	23,000円			
		平等割	31,200円			
		課税限度額	470,000円			
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%			
		均等割	6,400円			
		課税限度額	120,000円			
	介護納付金課税額	所得割	1.4%			
		均等割	13,000円			
課税限度額		90,000円				

区分			年度	27																																																
町 民 税	個 人	均 等 割	町民税 3,500円 県民税 1,500円 ※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																																																	
		所 得 割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																																								
	平成19年度～																																																			
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																																			
町民税	6%																																																			
県民税	4%																																																			
法 人	均 等 割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																						
	資本金の金額	従業者数	税 額																																																	
1,000万円以下	50人以下	50,000円																																																		
	50人超	120,000円																																																		
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																																																		
	50人超	150,000円																																																		
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																																																		
	50人超	400,000円																																																		
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																																																		
	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																																																	
50億円を超える金額		50人超	3,000,000円																																																	
	法人税割	12.3%	平成26年10月以降 9.7%																																																	
固定資産税		1.4%	免税点	<table><tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr></table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																																										
土地	300,000円																																																			
家屋	200,000円																																																			
償却資産	1,500,000円																																																			
軽自動車	<table><tr><td>原動機付自転車</td><td></td><td>軽自動車</td><td></td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>1,000円</td><td>二輪</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>1,200円</td><td>三輪</td><td>3,100円 (3,900円)</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>1,600円</td><td>四輪</td><td></td></tr><tr><td>ミニカー</td><td></td><td>貨物</td><td>営業用3,000円 (3,800円)</td></tr><tr><td>50cc以下</td><td>2,500円</td><td></td><td>自家用4,000円 (5,000円)</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td></td><td>乗用</td><td>営業用5,500円 (6,900円)</td></tr><tr><td>農耕用</td><td>1,600円</td><td></td><td>自家用7,200円 (10,800円)</td></tr><tr><td>小型特殊1,000cc以下</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>2,400円</td><td colspan="2">※()は、H27.4.1に最初（新車）の新規検査をした車両のみに適用</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td>4,000円</td><td></td><td></td></tr></table>				原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円 (3,900円)	125cc以下	1,600円	四輪		ミニカー		貨物	営業用3,000円 (3,800円)	50cc以下	2,500円		自家用4,000円 (5,000円)	小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円 (6,900円)	農耕用	1,600円		自家用7,200円 (10,800円)	小型特殊1,000cc以下					2,400円	※()は、H27.4.1に最初（新車）の新規検査をした車両のみに適用		その他	4,700円			二輪の小型自動車	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車																																																		
50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																																	
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円 (3,900円)																																																	
125cc以下	1,600円	四輪																																																		
ミニカー		貨物	営業用3,000円 (3,800円)																																																	
50cc以下	2,500円		自家用4,000円 (5,000円)																																																	
小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円 (6,900円)																																																	
農耕用	1,600円		自家用7,200円 (10,800円)																																																	
小型特殊1,000cc以下																																																				
	2,400円	※()は、H27.4.1に最初（新車）の新規検査をした車両のみに適用																																																		
その他	4,700円																																																			
二輪の小型自動車	4,000円																																																			
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																																																		
特別土地保有税		課税停止																																																		
都市計画税		0.2%																																																		
国民健康保険税	基礎課税額	所 得 割	5.6%																																																	
		資 産 割	25.0%																																																	
		均 等 割	23,000円																																																	
		平 等 割	31,200円																																																	
		課税限度額	470,000円																																																	
	後期高齢者支援金	所 得 割	2.7%																																																	
		均 等 割	6,400円																																																	
		課税限度額	120,000円																																																	
	介護納付金課税額	所 得 割	1.4%																																																	
		均 等 割	13,000円																																																	
課税限度額		90,000円																																																		

区分		年度	28																									
町民税	個人	均等割	町民税 3,500円 県民税 1,500円 ※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																									
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>	平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																	
	平成19年度～																											
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																											
町民税	6%																											
県民税	4%																											
法人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																									
1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
	50人超	120,000円																										
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																										
	50人超	150,000円																										
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																										
	50人超	400,000円																										
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																										
	50人超	1,750,000円																										
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																										
	法人税割	9.7%																										
固定資産税		1.4%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																									
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用10,800円 (7,200円) ※1、()は、H27.3.31に以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)。 ※2、H28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし」を参照																									
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,925円)																										
特別土地保有税		課税停止																										
都市計画税		0.2%																										
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																									
		資産割	25.0%																									
		均等割	23,000円																									
		平等割	31,200円																									
		課税限度額	470,000円																									
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																									
		均等割	6,400円																									
		課税限度額	120,000円																									
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																									
		均等割	13,000円																									
		課税限度額	90,000円																									

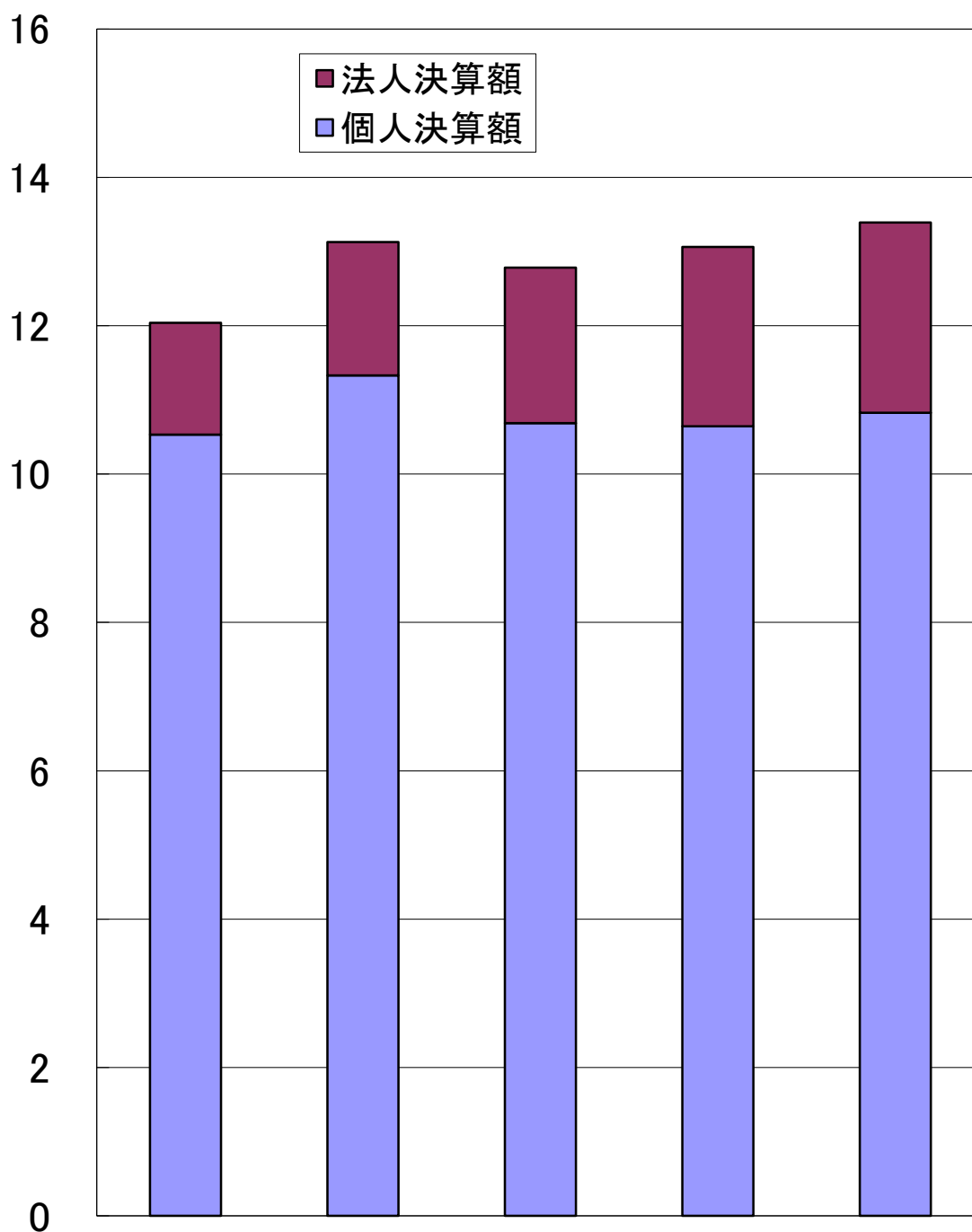
区分			年度	29		
町民税	個人	均 等 割	町民税 3,500円 県民税 1,500円			
			※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。			
	法人	所 得 割	平成19年度～			
			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%			
			町民税	6%		
	税	法人	均 等 割	県民税	4%	
				資本金の金額	従業者数	税 額
				1,000万円以下	50人以下	50,000円
					50人超	120,000円
				1,000万円を超え	50人以下	130,000円
1億円以下の金額				50人超	150,000円	
1億円を超え10億円以下の金額				50人以下	160,000円	
	50人超	400,000円				
10億円を超える金額	50人以下	410,000円				
	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円			
	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円			
	法人税割	9.7%				
固定資産税		1.4%	免税点	{ 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円		
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円（3,100円） 四輪 貨物 営業用 3,800円（3,000円） 自家用 5,000円（4,000円） 乗用 営業用 6,900円（5,500円） 自家用10,800円（7,200円） ※1、（ ）は、H27.3.31に以前に最初（新車）の新規検査をした車両に適用（重課・軽課は除く）。 ※2、H28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし」を参照			
町たばこ税		千本につき5,262円 （旧3級品千本につき3,355円）				
特別土地保有税		課税停止				
都市計画税		0.2%				
国民健康保険税	基礎課税額	所 得 割	5.6%			
		資 産 割	25.0%			
		均 等 割	23,000円			
		平 等 割	31,200円			
		課税限度額	470,000円			
	後期高齢者支援金	所 得 割	2.7%			
		均 等 割	6,400円			
		課税限度額	120,000円			
	介護納付金課税額	所 得 割	1.4%			
		均 等 割	13,000円			
課税限度額		90,000円				

区分		年度	30																																
町民税	個人	均等割	町民税 3,500円 県民税 1,500円 ※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																																
		所得割	<table><tr><td colspan="2">平成19年度～</td></tr><tr><td colspan="2">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr><tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr></table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																							
	平成19年度～																																		
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																			
町民税	6%																																		
県民税	4%																																		
法人税	個人	均等割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える金額</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下	50人超	1,750,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																															
	1,000万円以下	50人以下	50,000円																																
50人超		120,000円																																	
1,000万円を超え1億円以下	50人以下	130,000円																																	
	50人超	150,000円																																	
1億円を超え10億円以下	50人以下	160,000円																																	
	50人超	400,000円																																	
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																																	
	50人超	1,750,000円																																	
10億円を超え50億円以下	50人超	1,750,000円																																	
	50人超	1,750,000円																																	
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																																	
	法人税割	9.7%																																	
固定資産税		1.4%	免税点	{ 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																															
軽自動車		<table><tr><td>原動機付自転車</td><td>軽自動車</td></tr><tr><td>50cc以下 2,000円</td><td>二輪 3,600円</td></tr><tr><td>90cc以下 2,000円</td><td>三輪 3,900円 (3,100円)</td></tr><tr><td>125cc以下 2,400円</td><td>四輪</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>貨物 営業用 3,800円 (3,000円)</td></tr><tr><td>50cc以下 3,700円</td><td>自家用 5,000円 (4,000円)</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>乗用 営業用 6,900円 (5,500円)</td></tr><tr><td>農耕用 2,400円</td><td>自家用10,800円 (7,200円)</td></tr><tr><td>その他 5,900円</td><td>※1、()は、H27.3.31に以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)。</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 6,000円</td><td>※2、H28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし」を参照</td></tr></table>			原動機付自転車	軽自動車	50cc以下 2,000円	二輪 3,600円	90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 (3,100円)	125cc以下 2,400円	四輪	ミニカー	貨物 営業用 3,800円 (3,000円)	50cc以下 3,700円	自家用 5,000円 (4,000円)	小型特殊自動車	乗用 営業用 6,900円 (5,500円)	農耕用 2,400円	自家用10,800円 (7,200円)	その他 5,900円	※1、()は、H27.3.31に以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)。	二輪の小型自動車 6,000円	※2、H28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし」を参照											
原動機付自転車	軽自動車																																		
50cc以下 2,000円	二輪 3,600円																																		
90cc以下 2,000円	三輪 3,900円 (3,100円)																																		
125cc以下 2,400円	四輪																																		
ミニカー	貨物 営業用 3,800円 (3,000円)																																		
50cc以下 3,700円	自家用 5,000円 (4,000円)																																		
小型特殊自動車	乗用 営業用 6,900円 (5,500円)																																		
農耕用 2,400円	自家用10,800円 (7,200円)																																		
その他 5,900円	※1、()は、H27.3.31に以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)。																																		
二輪の小型自動車 6,000円	※2、H28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし」を参照																																		
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき4,000円)																																	
特別土地保有税		課税停止																																	
都市計画税		0.2%																																	
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																																
		資産割	25.0%																																
		均等割	23,000円																																
		平等割	31,200円																																
		課税限度額	510,000円																																
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																																
		均等割	6,400円																																
		課税限度額	160,000円																																
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																																
		均等割	13,000円																																
課税限度額		130,000円																																	

Ⅲ 税目別概況

(1) 町 民 税

億円



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合 計	1,203,954	1,312,664	1,278,396	1,306,183	1,339,174
個人決算額	1,053,049	1,132,934	1,068,824	1,064,324	1,082,762
法人決算額	150,905	179,730	209,572	241,859	256,412

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

各年の1月1日に町内に住所がある人

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額：・総所得金額　・山林所得の金額　・退職所得の金額
・土地等に係る事業所得等の金額　・長期譲渡所得の金額　・短期譲渡所得の金額
・上場株式等に係る配当所得の金額　・株式等に係る譲渡所得等の金額
・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除：・雑損控除額　・医療費控除額　・社会保険料控除額
・小規模企業共済等掛金控除額　・生命保険料控除額　・地震保険料控除額
・障害者控除額　・寡婦(寡夫)控除額　・勤労学生控除額　・配偶者控除額
・配偶者特別控除額　・扶養控除額　・基礎控除額
- ③課税標準額：・課税総所得金額　・課税山林所得金額　・課税退職所得金額
・土地等に係る課税事業所得等の金額　・課税長期譲渡所得の金額
・課税短期譲渡所得の金額　・上場株式等に係る課税配当所得の金額
・株式等に係る課税譲渡所得の金額　・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

- ① 旧契約（平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合（両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

A 支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

- ② 新契約（平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合（各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

B 支払った保険料が

(ア)12,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)12,000円を超え32,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 6,000$ 円

(ウ)32,000円を超え56,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 14,000$ 円

(エ)56,000円を超える場合：28,000円

③ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合

C 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の限度額 28,000 円、全体の限度額 70,000 円）

・地震保険料控除

① 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2

(イ)50,000 円を超える場合：25,000 円

② 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500 円

(エ)15,000 円を超える場合：10,000 円

③ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ① に準じて計算した金額)＋

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で ② に準じて計算した金額)

＝限度額：25,000 円

・障害者控除：一人につき：26万円

特別障害者の場合：30万円

同居特別障害者の場合：53万円

・寡婦（寡夫）控除：26万円（特定寡婦の場合：30万円）

・勤労学生控除：26万円

・配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33万円

イ 老人控除対象配偶者（70歳以上）：38万円

・配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1,000万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人は、配偶者特別控除は受けられません。

配偶者の所得金額	配偶者控除	配偶者特別控除額
380,001～449,999	該当しません	330,000
450,000～499,999		310,000
500,000～549,999		260,000
550,000～599,999		210,000
600,000～649,999		160,000
650,000～699,999		110,000
700,000～749,999		60,000
750,000～759,999		30,000
760,000～		0

（単位：円）

・扶養控除

扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

※ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。

3. 税 率

（1）均等割：町民税3,500円・県民税1,500円（標準課税）

※特例により平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。

（2）所得割

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税率

課税所得の段階	合 計	町民税	県民税
一 律	10%	6 %	4 %

② その他の税率

課税所得の種類	合 計	町民税	県民税
土地、建物等の長期譲渡所得	5 %	3 %	2 %
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	4 %	2,000 万円以下の部分 2.4%	2,000 万円以下の部分 1.6%
	5 %	2,000 万円超の部分 3%	2,000 万円超の部分 2%
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	4 %	6,000 万円以下の部分 2.4%	6,000 万円以下の部分 1.6%
	5 %	6,000 万円超の部分 3%	6,000 万円超の部分 2%
土地、建物等の短期譲渡所得	9 %	5.4%(国等に対する譲渡 3%)	3.6%(国等に対する譲渡 2%)
土地の譲渡等に係る事業所得等	12%	7.2%	4.8%
株式等に係る配当所得	5 %	3 %	2 %
株式等に係る譲渡所得等	5 %	3 %	2 %
先物取引等に係る雑所得等	5 %	3 %	2 %

（注1）源泉徴収口座による申告不要の特例

源泉徴収口座（所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例……………(所得金額)－(所得控除額)＝(課税所得金額)
 (課税所得金額)×税率－税額控除＝所得割額

○複数の所得がある方

- ① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額
- ② 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額
- ③ 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額
- ④ 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額
- ⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額×税率＝算出税額
- ⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額
- ⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥+⑦－調整控除額－配当控除額－住宅借入金等特別税額控除額－寄附金税額控除)－外国税額控除額＝所得割額

- ⑧ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額－配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額＝配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

4. 税額控除

(1) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次のいずれか少ない金額の 5% (町民税 3%、県民税 2%)

イ. 5 万円(基礎控除分)に所得税との人的控除額(基礎控除以外の部分)の差の合計額を加算した金額

ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合
 {①イ－(①ロ－200 万円)}の 5%(町民税 3%、県民税 2%)

ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円

個人住民税と所得税の人的控除額の差 (単位: 万円)

控 除 の 種 類	住民税	所得税	差 額
障害者控除	2 6	2 7	1
特別障害者(身体上1～2級)	3 0	4 0	1 0
同居特別障害者	5 3	7 5	2 2
寡婦(寡夫)控除	2 6	2 7	1
特定寡婦(所得 500 万円以下、子有)	3 0	3 5	5
勤労学生控除(所得 65 万円以下)	2 6	2 7	1
配偶者控除(所得 38 万円以下)	3 3	3 8	5
老人控除対象配偶者(70 歳以上)	3 8	4 8	1 0
配偶者特別控除(所得 76 万円未満)	—	—	—
前年所得 38 万円を超 40 万円未満	3 3	3 8	5
前年所得 40 万円以上 45 万円未満	3 3	3 6	3
扶養控除(所得 38 万円以下)	3 3	3 8	5
特定扶養親族(16 歳～22 歳)	4 5	6 3	1 8
老人扶養親族(70 歳以上)	3 8	4 8	1 0
同居老親等扶養親族(70 歳以上)	4 5	5 8	1 3
基礎控除	3 3	3 8	5

(2) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。

課税所得金額 種 類		1,000 万円 以下の部分		1,000 万円 超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方に対して、次の 1、2 のうちいずれか少ない額が町・県民税の所得割額から控除されます。

1 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額

2 次の表により算出した額

居住開始年月日	～平成 26 年 3 月末	平成 26 年 4 月 1 日～平成 33 年 12 月末 ※
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	所得税の課税総所得金額等の 7 % (最高 136,500 円)

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8 %である場合、又は東日本大震災の被害者等に係る住宅借入等を有する場合のみ

(4) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(5) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3 年間の繰越控除が認められています。

(6) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の 4 月 1 日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた 金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：その年の1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人が対象となります。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

①普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～ 6月30日	8月16日～ 8月31日	10月16日～ 10月31日	翌年1月16日～ 1月31日

②給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

③年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

■ 法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（地方税法第292条第1項第4号に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	5万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割(標準税率): 課税標準となる法人税額 × 税率

法人税割の税率	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度
	12.3%	9.7%

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

年 度 区 分		26		27		28		29		30	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均 等 割 の み	424	1,486	361	1,265	180	632	213	746	203	711
	均等割＋所得割	2,641	340,377	2,395	256,660	1,489	178,042	1,492	176,806	1,477	183,027
	計	3,065	341,863	2,756	257,925	1,669	178,674	1,705	177,552	1,680	183,738
年金特別徴収	均 等 割 の み	350	1,225	355	1,243	388	1,358	361	1,264	391	1,369
	均等割＋所得割	1,673	76,372	1,697	74,908	1,798	80,339	1,888	84,219	1,897	83,338
	計	2,023	77,597	2,052	76,151	2,186	81,697	2,249	85,483	2,288	84,707
給与特別徴収	均 等 割 の み	191	668	224	784	372	1,302	377	1,320	352	1,232
	均等割＋所得割	5,199	695,892	5,466	722,126	6,346	790,790	6,342	797,243	6,354	801,653
	計	5,390	696,560	5,690	722,910	6,718	792,092	6,719	798,563	6,706	802,885
合 計	均 等 割 の み	965	3,379	940	3,292	940	3,292	951	3,330	946	3,312
	均等割＋所得割	9,513	1,112,641	9,558	1,053,694	9,633	1,049,171	9,722	1,058,268	9,728	1,068,018
	計	10,478	1,116,020	10,498	1,056,986	10,573	1,052,463	10,673	1,061,598	10,674	1,071,330
特別徴収義務者(給与分)		2,559		2,703		3,239		3,219		3,203	
特別徴収義務者(年金分)		7		7		6		6		6	

※1 平成21年10月分から年金特別徴収が開始になりました

(年度の前半は普通徴収1、2期 後半は年金特徴10、12、2月)

資料：課税状況等調書第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	26			27			28			29			30		
	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	866,932	77.6	△ 1.1	875,114	82.7	0.9	873,330	82.9	△ 0.2	881,989	83.0	1.0	884,370	82.5	0.3
営 業 等 所 得 者	30,506	2.7	△ 18.7	32,979	3.1	8.1	29,378	2.8	△ 10.9	30,554	2.9	4.0	30,820	2.9	0.9
農 業 所 得 者	1,383	0.1	△ 14.0	872	0.1	△ 36.9	1,610	0.2	84.6	1,720	0.2	6.8	2,426	0.2	41.0
そ の 他 の 所 得 者	217,199	19.5	69.1	148,021	14.0	△ 31.9	148,145	14.1	0.1	147,335	13.9	△ 0.5	153,714	14.3	4.3
計	1,116,020	100	6.9	1,056,986	100	△ 5.3	1,052,463	100	△ 0.4	1,061,598	100	0.9	1,071,330	100	0.9

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年 度 所得者区分	26			27			28			29			30		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給 与 所 得 者	7,772	74.2	△ 0.4	7,818	74.5	0.6	7,847	74.2	0.4	7,881	73.8	0.4	7,900	74.0	0.2
営 業 等 所 得 者	334	3.2	△ 4.6	343	3.3	2.7	330	3.1	△ 3.8	336	3.1	1.8	321	3.0	△ 4.5
農 業 所 得 者	22	0.2	△ 12.0	18	0.2	△ 18.2	26	0.2	44.4	28	0.3	7.7	31	0.3	10.7
そ の 他 の 所 得 者	2,350	22.4	4.2	2,319	22.1	△ 1.3	2,370	22.4	2.2	2,428	22.7	2.4	2,422	22.7	△ 0.2
計	10,478	100	0.4	10,498	100	0.2	10,573	100	0.7	10,673	100	0.9	10,674	100	0.0

資料：課税状況等調書第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	26			27			28			29			30		
	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	22,251,916	81.7	△ 1.4	22,454,453	81.7	0.9	22,568,555	81.8	0.5	22,887,927	82.0	1.4	23,085,308	81.9	0.9
営 業 等 所 得 者	810,230	3.0	△ 13.4	856,837	3.1	5.8	794,581	2.9	△ 7.3	813,389	2.9	2.4	811,349	2.9	△ 0.3
農 業 所 得 者	36,466	0.1	△ 18.5	27,716	0.1	△ 24.0	49,661	0.2	79.2	48,595	0.2	△ 2.1	71,396	0.3	46.9
そ の 他 の 所 得 者	3,831,646	14.1	△ 0.2	3,752,831	13.7	△ 2.1	3,843,662	13.9	2.4	3,779,673	13.5	△ 1.7	3,779,685	13.4	0.0
分 離 課 税 者	309,916	1.1	136.5	391,434	1.4	26.3	325,245	1.2	△ 16.9	380,639	1.4	17.0	438,413	1.6	15.2
計	27,240,174	100	△ 1.0	27,483,271	100	0.9	27,581,704	100	0.4	27,910,223	100	1.2	28,186,151	100	1.0

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・％)

年 度 区 分	26		27		28		29		30	
	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比
雑 損 控 除	0	皆減	825	皆増	382	△ 53.7	0	△ 100.0	1,337	皆増
医 療 費 控 除	233,341	1.5	225,557	△ 3.3	234,020	3.8	249,221	6.5	269,677	8.2
社 会 保 険 料 控 除	4,639,701	1.5	4,743,109	2.2	4,847,946	2.2	4,968,910	2.5	5,052,126	1.7
小規模企業共済掛金控除	45,897	2.9	45,190	△ 1.5	49,763	10.1	57,155	14.9	59,936	4.9
生 命 保 険 料 控 除	294,741	4.2	303,375	2.9	310,417	2.3	317,889	2.4	321,477	1.1
地 震 保 険 料 控 除	22,916	△ 0.9	23,228	1.4	23,680	1.9	24,762	4.6	25,750	4.0
寄 附 金 控 除										
障 害 者 控 除 (普通・特別の計)	92,960	0.4	92,960	94,440	94,480	1.6	94,220	△ 0.3	96,860	2.8
寡 婦 控 除 (一般・特別の計)	40,940	2.4	40,940	42,220	42,820	4.6	46,440	8.5	49,440	6.5
寡 夫 控 除	6,500	△ 10.7	6,500	6,500	5,980	△ 8.0	5,460	△ 8.7	7,020	28.6
勤 労 学 生 控 除	0	0.0	0	0	0	0.0	520	0.0	0	0.0
配 偶 者 控 除 (一般・老人の計)	993,870	△ 3.7	993,870	977,320	944,100	△ 5.0	943,680	△ 0.0	915,300	△ 3.0
配 偶 者 特 別 控 除	72,620	9.1	72,620	77,340	82,170	13.2	76,940	△ 6.4	57,380	△ 25.4
扶 養 控 除 (一般・特定・老人・同老の計)	610,120	0.4	610,120	606,930	575,430	△ 5.7	587,120	2.0	596,330	1.6
同居特別障害加算分	17,940	△ 6.0	17,940	16,330	17,250	△ 3.8	17,480	1.3	16,100	△ 7.9
基 礎 控 除	3,139,290	0.7	3,139,290	3,154,140	3,178,890	1.3	3,208,260	0.9	3,210,240	0.1
合 計	10,210,836	0.7	10,315,524	1.0	10,407,328	0.9	10,598,057	1.8	10,678,973	0.8

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

※ 平成24年度課税分から控除対象扶養親族が16才以上の者になりました。

資料：課税状況等調査第58表

7. 平成30年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年 度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	502	1,757			7,398	25,893	856,720	7,900	884,370
営 業 等 所 得 者	51	179			270	945	29,696	321	30,820
農 業 所 得 者	3	11			28	98	2,317	31	2,426
そ の 他 の 所 得 者	390	1,365			2,032	7,112	145,237	2,422	153,714
合 計	946	3,312	0	0	9,728	34,048	1,033,970	10,674	1,071,330

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

年 度 区 分		26	27	28	29	30
人 口 1 人 当 り		52,019	49,621	49,757	50,370	51,155
一 世 帯 当 り		117,180	110,506	109,711	109,330	108,975
普 通 徴 収 1 人 当 り		111,538	93,587	107,054	104,136	109,368
年 金 特 別 徴 収 1 人 当 り		38,357	37,111	37,372	38,001	37,022
給 与 特 別 徴 収 1 人 当 り		129,232	127,049	117,905	118,851	119,726
納 税 義 務 者 1 人 当 り		106,511	100,685	99,542	99,466	100,368
各年の 7月1日現在	人 口	21,454	21,301	21,152	21,076	20,943
	世 帯 数	9,524	9,565	9,593	9,710	9,831

※ 平成30年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

9. 平成30年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

所得者区分 課税標準額 の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者		そ の 他 の 所 得 者		分 離 課 税 所 得 者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	67	13,372	4	803	2	190	23	5,061	41	681,606	137	701,032
10万円を超え 100万円以下	2,019	1,231,536	96	49,017	12	6,587	1,139	614,668	24	127,836	3,290	2,029,644
100万円を超え 200万円以下	2,257	3,286,975	74	109,756	5	7,471	460	632,058	12	42,046	2,808	4,078,306
200万円を超え 300万円以下	1,337	3,269,894	43	108,489	4	9,842	113	278,849	17	151,494	1,514	3,818,568
300万円を超え 400万円以下	670	2,310,933	17	58,979	1	3,093	27	89,912	7	46,274	722	2,509,191
400万円を超え 550万円以下	496	2,272,092	6	27,698	3	12,570	25	117,724	12	146,920	542	2,577,004
550万円を超え 700万円以下	138	847,607	9	57,799	0	0	13	80,006	6	40,726	166	1,026,138
700万円を超え 1, 000万円以下	69	571,231	4	36,223	0	0	6	49,346	2	38,945	81	695,745
1, 000万円を 超える金額	49	913,261	5	61,769	0	0	5	86,963	4	123,372	63	1,185,365
合 計	7,102	14,716,901	258	510,533	27	39,753	1,811	1,954,587	125	1,399,219	9,323	18,620,993

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額（現年課税分）の推移

（単位：人・千円・％）

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
納 税 義 務 者	461	502	525	529	549
均 等 割 額	52,180	64,181	64,226	72,458	71,172
法 人 税 割 額	98,771	115,933	146,068	171,705	183,613
合 計	150,951	180,114	210,294	244,163	254,785
対 前 年 増 減 率	41.7	19.3	16.8	16.1	4.4

資料：町税決算の概要

11. 平成29年度法人町民税月別調定額（現年課税分）

（単位：千円）

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	4,802	2,456	7,258
5	12,229	22,577	34,806
6	10,628	41,186	51,814
7	5,829	6,263	12,092
8	5,080	9,000	14,080
9	2,758	751	3,509
10	6,011	26,648	32,659
11	10,744	23,752	34,496
12	1,132	8,856	9,988
1	1,340	1,805	3,145
2	3,290	1,246	4,536
3	7,329	39,073	46,402
合 計	71,172	183,613	254,785

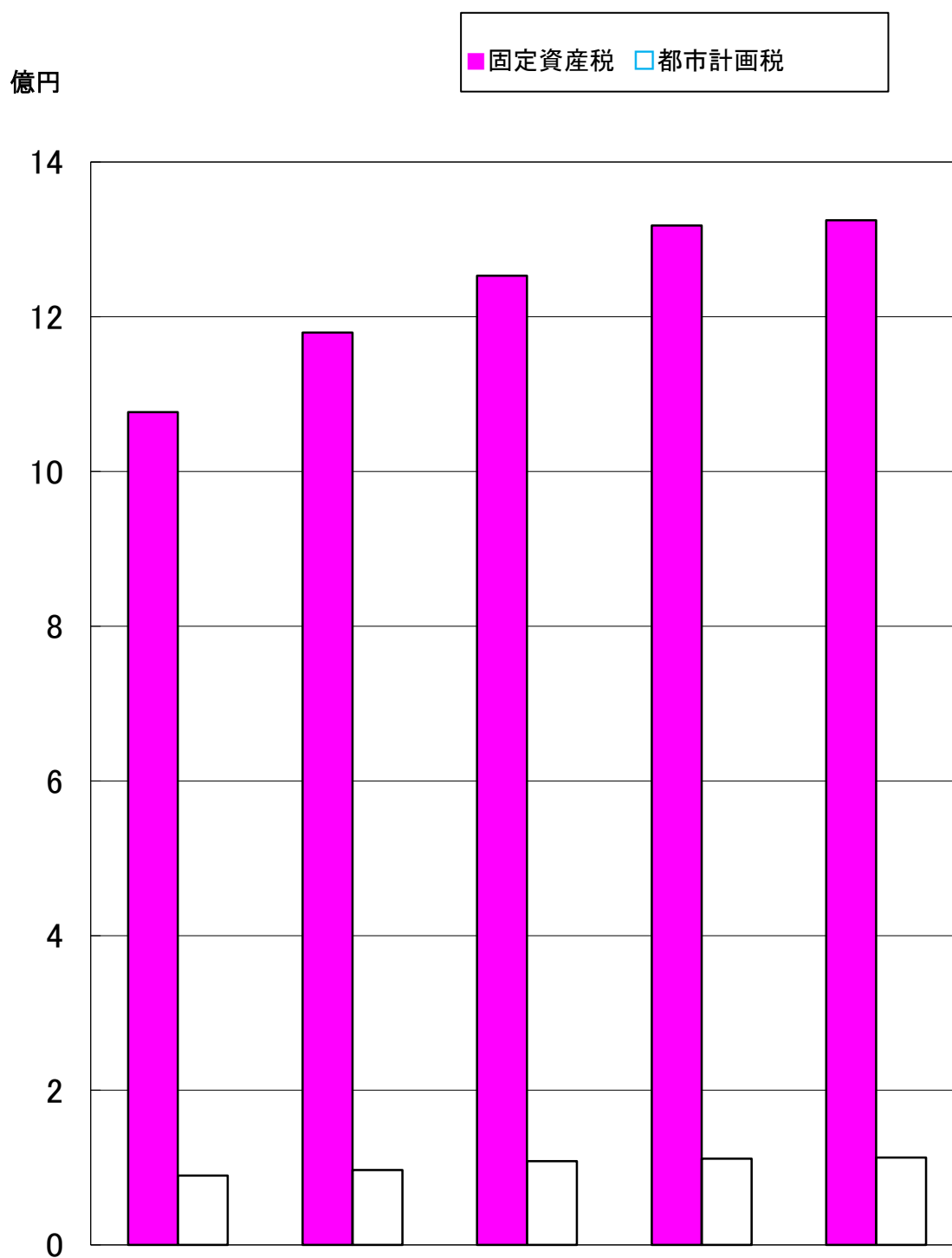
12. 法人の設立状況

(平成29年度)

法 人 等 の 区 分	法人均等割納税義務者数
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本 の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人 等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内 に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政 令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5 号において「従業者数の合計数」という。)が50人 を超えるもの	4
資本等の金額が10億円を超え50億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者 数の合計数が50人以下であるもの	73
資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	3
資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	62
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	5
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	90
資本等の金額が1千万円以下である法人で従 業者数の合計数が50人を超えるもの	1
前各号に掲げる法人以外の法人	410
計	649

資料：課税状況調書第1表

(2) 固定資産税・都市計画税



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
固定資産税 決 算 額	1,076,875	1,179,478	1,253,217	1,318,018	1,325,011
都市計画税 決 算 額	89,592	96,909	108,340	111,599	113,044

(単位：千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

- (1)土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2)家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3)償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1)土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地その他の土地
- (2)家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって外界から遮断された一定の空間を持つ土地に定着した建造物
- (3)償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 固定資産の価格

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の価格

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

なお、土地の価格については、第二年度及び第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格の修正を行います。

(2)償却資産の価格

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 1/6・その他の住宅用地 1/3）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で 100 分の 1.4 としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100 分の 1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30 万円

イ. 家屋： 20 万円

ウ. 償却資産： 150 万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 価格及び課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。ただし、住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で $1/3$ 、その他の住宅用地で $2/3$ となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率及び税額

税率は、100 分の 0.3 を上限として市町村の条例で定めることとされており、当町では、100 分の 0.2 としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置は、地域や土地ごとにばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）をできるだけ早く均衡化させるために平成 9 年度から講じられているもので、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによってばらつきの幅を狭めていく仕組みです。

負担水準の均衡化・適正化にこれまで取り組んできた結果、負担水準の均衡化はある程度図られましたが、依然として地域や土地ごとにばらつきが残っているため、平成 21 年度に創設された条例減額制度により、負担水準の均衡化を一層促進する措置がいまも講じられているところです。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が 70%を超える土地については、当該年度の評価額の 70%を課税標準額とします。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額に据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 当該年度の評価額に 1/6（※200 ㎡以下の小規模住宅用地）又は 1/3（※200 ㎡を超える一般住宅用地）を乗じた額を課税標準額とします。

イ 本来の課税標準額が以下の額を超える場合には、以下の額が当該年度の課税標準額となります。

$$\text{前年度の課税標準額} + \text{本来の課税標準額} \times 5\%$$

ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

※住宅用地特例については、前年度から変更ありません。

（２） 農地（一般農地及び一般市街化区域農地）

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続しています。（一般市街化区域農地に関する特例率（1/3）も継続されています。）

2. 都市計画税の税負担の調整措置

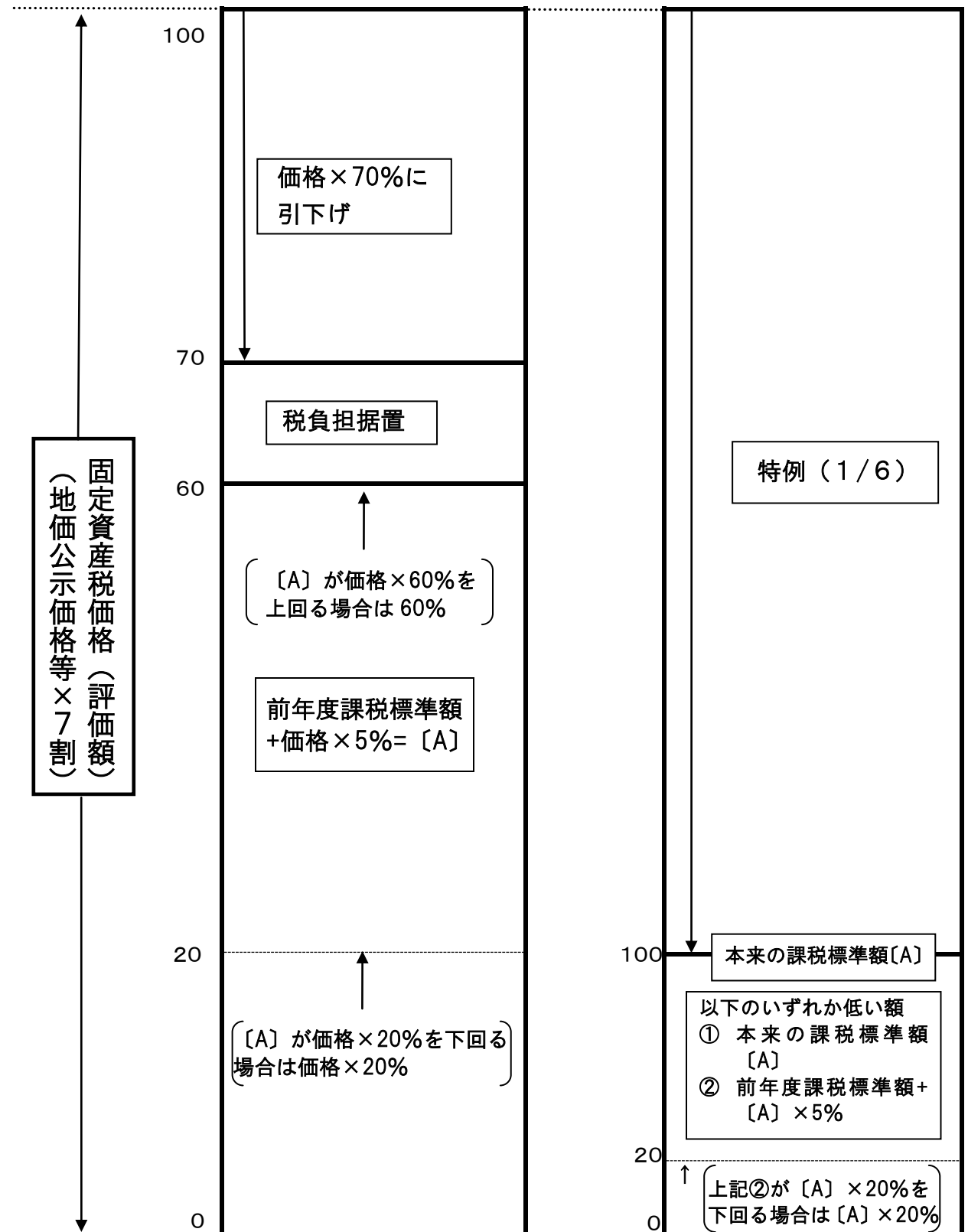
都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

負担水準

(%)

商業地等の宅地

小規模住宅用地



3. 納税義務者数（現年課税分）の推移

年 度 区 分	26		27		28		29		30	
	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)
固 定 資 産 税	8,920	101	8,939	100	8,988	101	8,998	100	8,993	100
都 市 計 画 税	6,691	100	6,696	100	6,686	100	6,689	100	6,685	100

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移

年 度 区 分	26		27		28		29		30	
	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)
土 地（筆）	25,256	100	25,004	99	25,079	100	25,173	100	25,227	100
家 屋（棟）	7,868	100	7,900	100	7,924	100	7,953	100	7,978	100

資料：各年度 概要調書第2表、第22表(法定免税点以上のもの)

5. 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移

（単位：千円・％）

年 度 区 分		25				26				27			
		調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比	調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比	調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比
固定資産税	土 地	277,327	271,545	98.2	98.4	293,071	286,818	105.7	105.6	379,455	370,725	129.5	129.3
	家 屋	448,262	438,917	91.6	91.8	485,826	475,459	108.4	108.3	471,403	460,557	97.0	96.9
	小 計	725,589	710,462	94.0	94.2	778,897	762,277	107.3	107.3	850,858	831,282	109.2	109.1
	償却資産	350,155	350,155	101.1	101.1	397,152	397,152	113.4	113.4	403,540	403,540	101.6	101.6
	合 計	1,075,744	1,060,617	96.2	96.4	1,176,049	1,159,429	109.3	109.3	1,254,398	1,234,822	106.7	106.5
都市計画税	土 地	41,617	41,032	98.5	98.7	43,909	43,288	105.5	105.5	57,038	56,147	129.9	129.7
	家 屋	48,250	47,571	91.0	91.2	53,063	52,313	110.0	110.0	51,854	51,045	97.7	97.6
	合 計	89,867	88,603	94.4	94.6	96,972	95,601	107.9	107.9	108,892	107,192	112.3	112.1

年 度 区 分		28				29				30			
		調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比	調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比	調 定 額	収 入 額	調 定 額 前 年 比	収 入 額 前 年 比
固定資産税	土 地	380,416	373,252	100.3	100.7	383,015	376,729	100.7	100.9	385,695		100.7	
	家 屋	494,698	485,382	104.9	105.4	506,859	498,539	102.5	102.7	489,222		96.5	
	小 計	875,114	858,634	102.9	103.3	889,874	875,268	101.7	101.9	874,917		98.3	
	償却資産	438,477	438,477	108.7	108.7	430,414	430,414	98.2	98.2	437,530		101.7	
	合 計	1,313,591	1,297,111	104.7	105.0	1,320,288	1,305,682	100.5	100.7	1,312,447		99.4	
都市計画税	土 地	56,873	56,159	99.7	100.0	56,953	56,322	100.1	100.3	57,181		100.4	
	家 屋	54,729	54,043	105.5	105.9	56,093	55,473	102.5	102.6	54,242		96.7	
	合 計	111,602	110,202	102.5	102.8	113,046	111,795	101.3	101.4	111,423		98.6	

資料：決算統計（平成25年度～平成29年度）、当初賦課実績（平成30年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

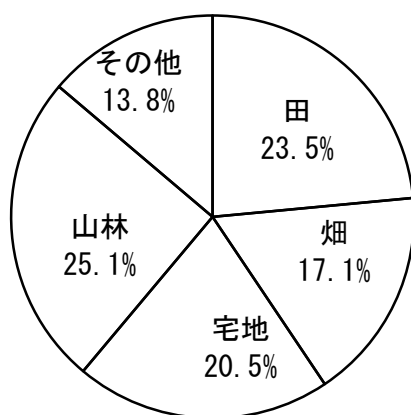
区 分 個 人 法人の別	総 数 (人)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (人)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (人)
個 人	7,869	1,627	6,242
法 人	384	105	279
計	8,253	1,732	6,521

資料：平成30年度概要調書第1表

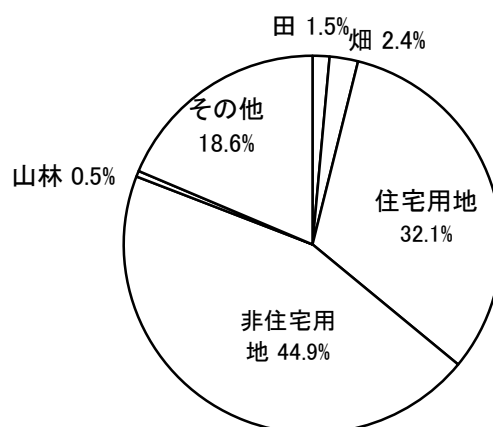
■ 価格等に関する調

区 分 地 目		地 積			
		非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ)－(ウ) (㎡) (エ)
田	一 般 田	26,107	3,324,063	276,789	3,047,274
	市 街 化 区 域 田	191	24,721	19	24,702
畑	一 般 畑	8,383	2,282,619	234,066	2,048,553
	市 街 化 区 域 畑	2,148	153,724	151	153,573
宅 地	小規模住宅用地		1,337,372	41,839	1,295,533
	一 般 住 宅 用 地		662,750	1,421	661,329
	商 業 地 等		930,030	262	929,768
	計	141,986	2,930,152	43,522	2,886,630
塩 田					
鉱 泉 地					
池 沼		68,220			
山 林	一 般 山 林	127,836	3,314,791	408,003	2,906,788
	介 在 山 林	1,212	260,646	27,149	233,497
牧 場					
原 野		36,686	415,841	112,555	303,286
雑 種 地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄 軌 道 用 地		326,111	7	326,104
	その他の雑種地	272,418	1,225,307	78,656	1,146,651
	計	272,418	1,551,418	78,663	1,472,755
そ の 他		4,066,838			
合 計		4,752,025	14,257,975	1,180,917	13,077,058

地積による地目別構成比



課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



決 定 価 格				筆 数				単位当り価格	
総 額 (千 円) (オ)	法定免税点 未満のもの (千 円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ)-(カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千 円) (ク)	非 課 税 筆 数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ)-(サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ) / (イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
348,091	28,930	319,161	319,161	87	4,007	451	3,556	105	113
242,032	289	241,743	80,581	1	58	1	57	9,791	27,348
137,595	14,076	123,519	123,519	22	2,659	344	2,315	60	61
1,785,692	1,303	1,784,389	546,780	2	364	4	360	11,616	34,800
35,916,802	409,720	35,507,082	5,917,654		7,489	430	7,059	26,856	61,956
8,753,694	12,508	8,741,186	2,913,430		3,927	50	3,877	13,208	61,881
18,237,626	2,843	18,234,783	12,360,100		1,417	18	1,399	19,610	68,432
62,908,122	425,071	62,483,051	21,191,184	184	12,833	498	12,335	21,469	68,432
				18					
160,805	19,371	141,434	141,434	117	2,760	582	2,178	49	51
12,094	1,260	10,834	10,834	3	349	49	300	46	46
18,713	5,065	13,648	13,648	110	1,597	404	1,193	45	45
1,067,334	17	1,067,317	648,617		1,257	2	1,255	3,273	3,793
6,595,354	43,860	6,551,494	4,473,898	874	2,298	620	1,678	5,383	60,667
7,662,688	43,877	7,618,811	5,122,515	874	3,555	622	2,933	4,939	60,667
				7,896					
73,275,832	539,242	72,736,590	27,549,656	9,314	28,182	2,955	25,227	5,139	

資料：平成30年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調（法定免税点以上）

区 分 地区別		地 積	決定価格	課税標準額	単位当り価格		最高価格地
		(㎡) (ア)	(千円) (イ)	(千円) (ウ)	平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	の所在地
商業地区	繁 華 街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	184,183	6,202,322	3,694,815	33,675	68,432	中央台2丁目
	計	184,183	6,202,322	3,694,815	33,675	68,432	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,590,686	46,607,321	13,119,738	29,300	54,058	中央台1丁目
	計	1,590,686	46,607,321	13,119,738	29,300	54,058	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計	0	0	0	0	0	
村落地区	集 団 地 区						
	村 落 地 区	1,101,867	9,638,332	4,354,826	8,747	17,700	上本佐倉 外宿
	計	1,101,867	9,638,332	4,354,826	8,747	17,700	
観 光 地 区							
農業用施設の用に供する宅地		9,894	35,076	21,805	3,545	4,203	柏木 谷津下
生産緑地地区内の宅地							
合 計		2,886,630	62,483,051	21,191,184	21,646		

資料：平成30年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	実際免税点の額 200,000円
納 税 義 務 者(人)		7,219	167	7,052	
棟 数 (棟)	木 造	6,416	224	6,192	
	非 木 造	1,800	14	1,786	
	計	8,216	238	7,978	
床 面 積 (㎡)	木 造	671,288	8,282	663,006	
	非 木 造	496,294	360	495,934	
	計	1,167,582	8,642	1,158,940	
決 定 価 格 (千円)	木 造	15,457,275	12,319	15,444,956	
	非 木 造	20,259,113	1,382	20,257,731	
	計	35,716,388	13,701	35,702,687	
単位当り価格 (円)	木 造	23,026	1,487	23,295	
	非 木 造	40,821	3,839	40,848	
	計	30,590	1,585	30,806	

資料：平成30年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況（現年課税分）の推移

年度	増 減	新 増 築			減 少		
	項 目	木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
26	棟数（棟）	63	33	96	68	12	80
	面積（㎡）	7,408	27,401	34,809	5,124	1,039	6,163
	㎡当り単価（円）	62,337	80,389	76,547	11,362	43,411	16,765
	決定価格（千円）	461,791	2,202,726	2,664,517	58,218	45,104	103,322
27	棟数（棟）	68	16	84	60	15	75
	面積（㎡）	8,380	4,044	12,424	3,936	1,941	5,877
	㎡当り単価（円）	69,596	58,235	65,898	12,239	11,698	12,060
	決定価格（千円）	583,216	235,501	818,717	48,172	22,706	70,878
28	棟数（棟）	51	9	60	56	8	64
	面積（㎡）	7,291	1,029	8,320	3,870	719	4,589
	㎡当り単価（円）	70,178	78,772	71,241	15,335	49,680	20,716
	決定価格（千円）	511,671	81,056	592,727	59,345	35,720	95,065
29	棟数（棟）	58	10	68	64	8	72
	面積（㎡）	6,922	2,572	9,494	4,333	3,890	8,223
	㎡当り単価（円）	67,408	71,978	68,646	9,800	33,446	20,986
	決定価格（千円）	466,599	185,128	651,727	42,463	130,105	172,568
30	棟数（棟）	37	18	55	46	3	49
	面積（㎡）	3,887	2,316	6,203	3,755	322	4,077
	㎡当り単価（円）	78,112	73,571	76,417	15,364	13,522	15,218
	決定価格（千円）	303,622	170,390	474,012	57,691	4,354	62,045

資料：各年度 概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調（法定免税点以上）

区 分 価 格 等			地 積（千㎡）	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積（㎡）	（千円）	（千円）
土 地	宅 地 等	宅 地	1,776	52,809,639	24,243,772
		そ の 他	611	4,933,325	3,267,666
		小 計	2,387	57,742,964	27,511,438
	農 地		180	2,026,130	1,078,866
	計		2,567	59,769,094	28,590,304
家 屋	木 造 家 屋		478,262	11,845,773	11,845,773
	非 木 造 家 屋		335,371	15,281,968	15,281,968
	計		813,633	27,127,741	27,127,741
合 計				86,896,835	55,718,045

資料：平成30年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	5,036,203	4,960,123	44,650	4,915,473
	機 械 及 び 装 置	5,330,315	5,033,123	409,891	4,623,232
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	14,493	14,493		14,493
	工具、器具及び備品	1,658,986	1,658,980	34	1,658,946
	調 整 額				
	小 計	12,039,997	11,666,719	454,575	11,212,144
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	19,554,609	18,566,434		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,014,156	1,014,156		
	小 計	20,568,765	19,580,590		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		32,608,762	31,247,309		
内 訳	町 分 の 額		31,247,309		
	県 分 の 額				

資料：平成30年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価 格	算定標準額	交付金額	団体数
交 付 金	1,508,138	331,663	4,643	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分			国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用			193,995	2,716	2,716
		1/3適用					
		2/5適用			137,668	1,927	1,927
	住宅以外のもの						
計			0	0	331,663	4,643	4,643

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅

資料：平成30年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	25	26	27	28	29	30
中央台1丁目14-11		68,700	68,700	68,700	68,900	69,000
東酒々井一丁目1-217	62,600	62,100	62,000	62,000	62,100	62,400
中川字苗代場328	58,100	57,700	57,600	57,600	57,600	57,600
本佐倉字北押出し263-196	33,300	32,200	31,600	31,300	31,300	31,100
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	19,500	18,800	18,300	17,800	17,600	17,400
下岩橋字作畑262-7	25,800	25,300	25,000			
下岩橋字東新田301-4				34,000	34,000	34,000
酒々井字上宿1632-7		33,000	32,900	32,900	32,900	32,900

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

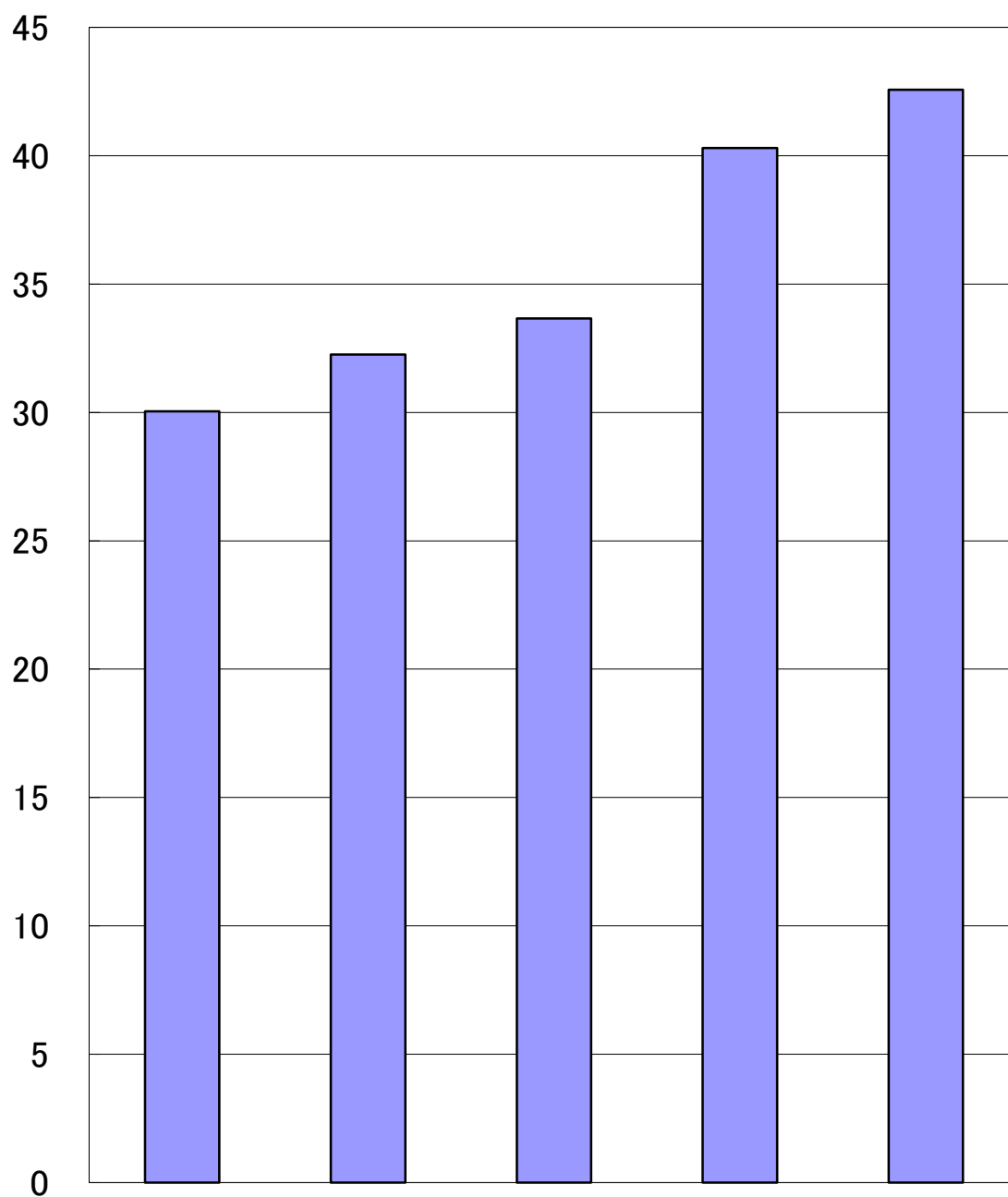
所 在	25	26	27	28	29	30
中央台2丁目14-10	66,300	66,300	66,300	66,700	66,900	67,000
上岩橋字岩崎348-5	48,300	48,000	47,900	47,800	47,800	47,800
東酒々井四丁目4-145	57,600	57,600	57,600	57,600	57,700	57,800
上本佐倉一丁目6-4	30,000	29,600	29,500	29,500	29,300	29,100
尾上字馬場354（調整区域）	8,200	8,100	8,100	8,100	8,050	8,000
中央台1丁目29-4				85,500	85,600	85,600

■ 固定資産税基準地等評価額（平成30年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
酒々井字横町（町道02-009号線付近）	17,900
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	23,600
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	18,800
本佐倉字北押出し（成城台団地）	21,400
本佐倉字南押出し（町道3B-080号線付近）	12,700
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	12,100
尾上字柳作（国道296号線付近）	12,100
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	5,700
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	41,000
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	33,400
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	11,200
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	24,900
伊篠字大日（国道51号線付近）	17,500
伊篠新田字井戸台（町道2B-010号線付近）	6,300
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	22,700
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	53,900
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	38,600
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	40,900
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	59,800
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	47,300
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	44,600
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	34,500

(3) 軽自動車税

百万円



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決 算 額	30,039	32,259	33,657	40,299	42,567

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者（所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。）

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

		年税額	重課	軽課(平成30年度分の適用)		
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	2,000円	初度検査年月から13年超の車両	初度検査H29.4からH30.3までの車両		
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000円		電気自動車等	ガソリン車・ハイブリッド車	
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円			平成32年度燃費基準+20%達成車(貨物用は平成27年度燃費基準+35%達成車)	平成32年度燃費基準達成車(貨物用は平成27年度燃費基準+15%達成車)
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円				
軽自動車及び小型特殊自動車	ア、二輪のもの（側車付のものを含む。）	3,600円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
	イ、三輪のもの	3,900円 ※3,100円				
	ウ、四輪以上のもの					
	乗用のもの 営業用	6,900円 ※5,500円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	10,800円 ※7,200円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物のもの 営業用	3,800円 ※3,000円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	5,000円 ※4,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。）	2,400円				
	その他のもの	5,900円				
二輪の小型自動車		6,000円				

※印 年税額は、平成27年3月31日以前に最初（新車）の新規検査をした車両に適用

4. 納 税

(1) 賦課期日：4月1日

(2) 納 期：5月16日～5月31日

(3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調（定期分）

年 度 車 種		25					26				
		(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額
		保有 台数	官公 署分	課税免 除台数	課税 台数 (d)	(千円)	保有 台数	官公 署分	課税免 除台数	課税 台数 (d)	(千円)
原動機付自転車	50cc 以下	1,114	0	0	1,114	1,114	1,133	0	0	1,133	1,133
	ミニカ一	19	0	0	19	47	20	0	0	20	50
	90cc 以下	44	0	0	44	53	42	0	0	42	50
	125cc 以下	116	0	0	116	186	117	0	0	117	187
	小 計	1,293	0	0	1,293	1,400	1,312	0	0	1,312	1,420
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車	215	0	0	215	516	244	0	0	244	586
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪乗用	営業用	7	0	7	39	7	0	0	7	39
		自家用	3,341	7	3,334	24,005	3,579	7	0	3,572	25,718
	四輪貨物	営業用	46	0	46	138	46	0	0	46	138
		自家用	939	3	936	3,744	922	4	0	918	3,672
	農 耕 用	181	0	0	181	289	183	0	0	183	293
	小型特殊1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特殊作業用	20	3	0	17	57	10	3	0	7	33
	小 計	4,749	13	0	4,736	28,788	4,991	14	0	4,977	30,479
二輪の小型自動車		230	0	0	230	920	231	0	0	231	924
合 計		6,272	13	0	6,259	31,108	6,534	14	0	6,520	32,823
対前年比	税額 (%)	101.0%					105.5%				
	台数(d)(%)	100.5%					104.2%				

27					28					29				
(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 税除 台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 税除 台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 税除 台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)
1,099	0	1	1,098	1,098	1,043	0	1	1,042	2,084	979	0	1	978	1,956
20	0	0	20	50	20	0	0	20	74	21	0	0	21	82
40	0	0	40	48	36	0	0	36	72	41	0	0	41	360
127	0	0	127	203	134	0	0	134	322	150	0	0	150	78
1,286	0	1	1,285	1,399	1,233	0	1	1,232	2,552	1,191	0	1	1,190	2,476
231	0	0	231	554	220	0	0	220	792	230	0	0	230	828
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	2	7	38	11	0	2	9	50	7	0	1	6	33
3,810	8	65	3,753	27,021	3,979	8	65	3,906	31,011	4,014	8	69	3,937	33,021
39	0	1	38	114	40	0	1	39	121	33	0	1	32	106
920	4	9	915	3,660	932	4	5	923	4,317	943	4	7	932	4,488
182	0	0	182	291	185	0	0	185	444	180	0	0	180	432
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	3	3	7	33	18	3	0	15	89	7	3	0	4	41
5,198	15	80	5,133	31,711	5,385	15	73	5,297	36,824	5,414	15	78	5,321	38,949
240	0	0	240	960	249	0	0	249	1,494	255	0	0	255	1,530
6,724	15	81	6,658	34,070	6,867	15	74	6,778	40,870	6,860	15	79	6,766	42,955
103.8%					120.0%					105.1%				
102.1%					101.8%					99.8%				

各年4月1日現在

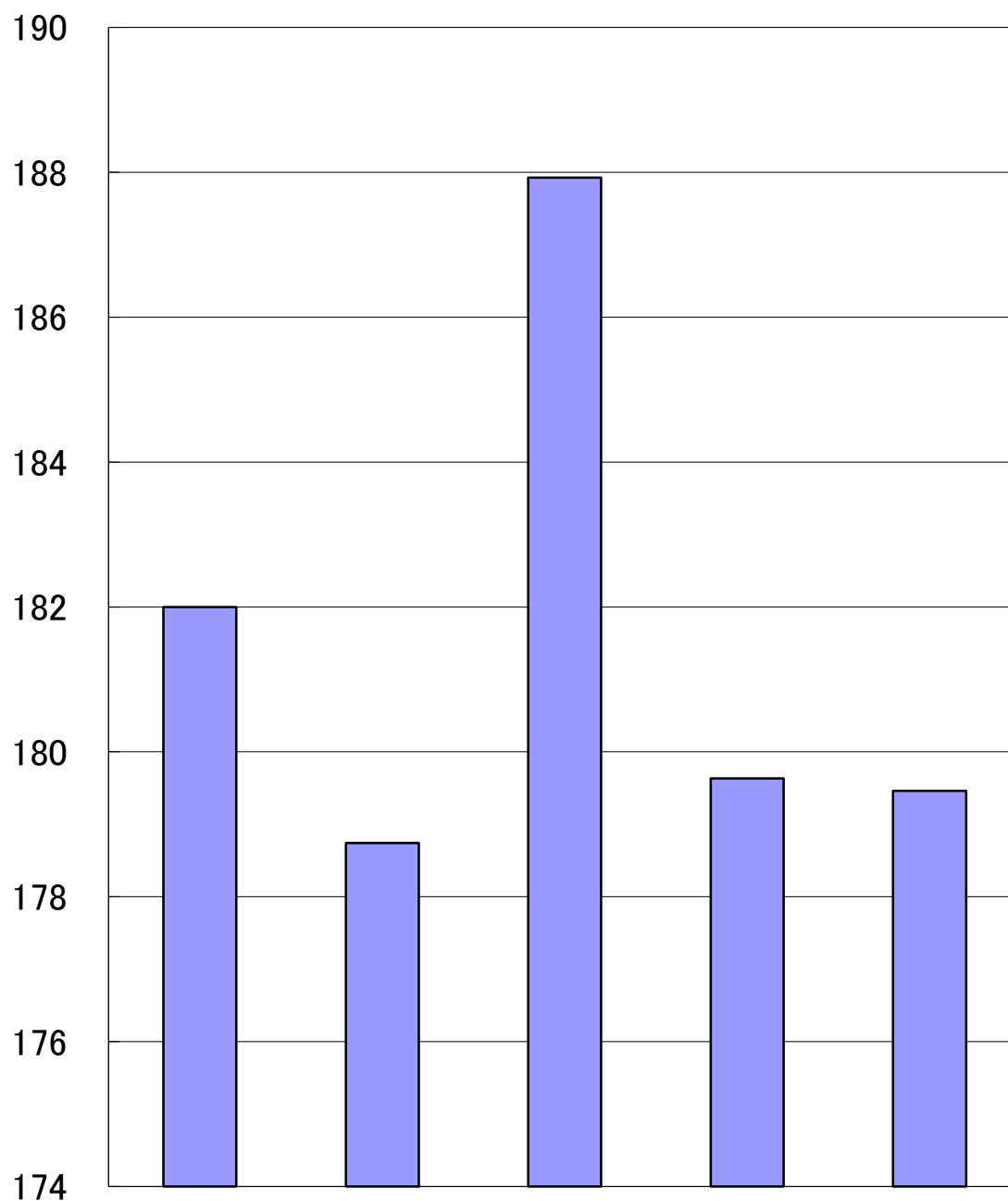
※平成28年度以降の四輪車の
内訳は次ページ参照

2. 軽自動車税に関する調（定期分つづき）

年 度 車 種				28					29				
				(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額
				保 有	官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税	
				台 数	署 分	除台数	台 数 (d)	(千円)	台 数	署 分	除台数	台 数 (d)	(千円)
一 般	四 （標準税率） 車	乗用	営業用	10	0	1	9	50	7	0	1	6	33
			自家用	3,011	8	50	2953	21,262	2,713	8	50	2655	19,174
		貨物用	営業用	36	0	1	35	105	26	0	1	25	75
			自家用	571	4	3	564	2,256	495	3	4	488	1,964
	四 （新税率） 車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			自家用	32	0	0	32	346	337	0	6	331	3,575
		貨物用	営業用	1	0	0	1	4	2	0	0	2	8
			自家用	35	0	0	35	175	92	0	1	91	455
	四 （重課） 車	乗用	営業用	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
			自家用	542	0	9	533	6,876	652	0	9	643	8,295
		貨物用	営業用	2	0	0	2	9	5	0	0	5	23
			自家用	300	0	2	298	1,788	331	1	2	328	1,974
	四 （75%軽課） 車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四 （50%軽課） 車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			自家用	230	0	2	228	1,231	193	0	1	192	1,037
		貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			自家用	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0
	四 （25%軽課） 車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			自家用	164	0	4	160	1,296	119	0	3	116	940
		貨物用	営業用	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0
			自家用	25	0	0	25	95	25	0	0	25	95

(4) 町たばこ税

百万円



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決 算 額	182,000	178,742	187,928	179,632	179,463

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業（株）・ＴＳネットワーク（株）・太豊通商（株）の卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税 率

（１）紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円

（２）旧３級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 4,000 円

※平成 28 月 4 月 1 日税率改正

（エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの 6 銘柄）

5. 納 税

日本たばこ産業（株）やＴＳネットワーク（株）などの卸売販売業者が毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納税します。

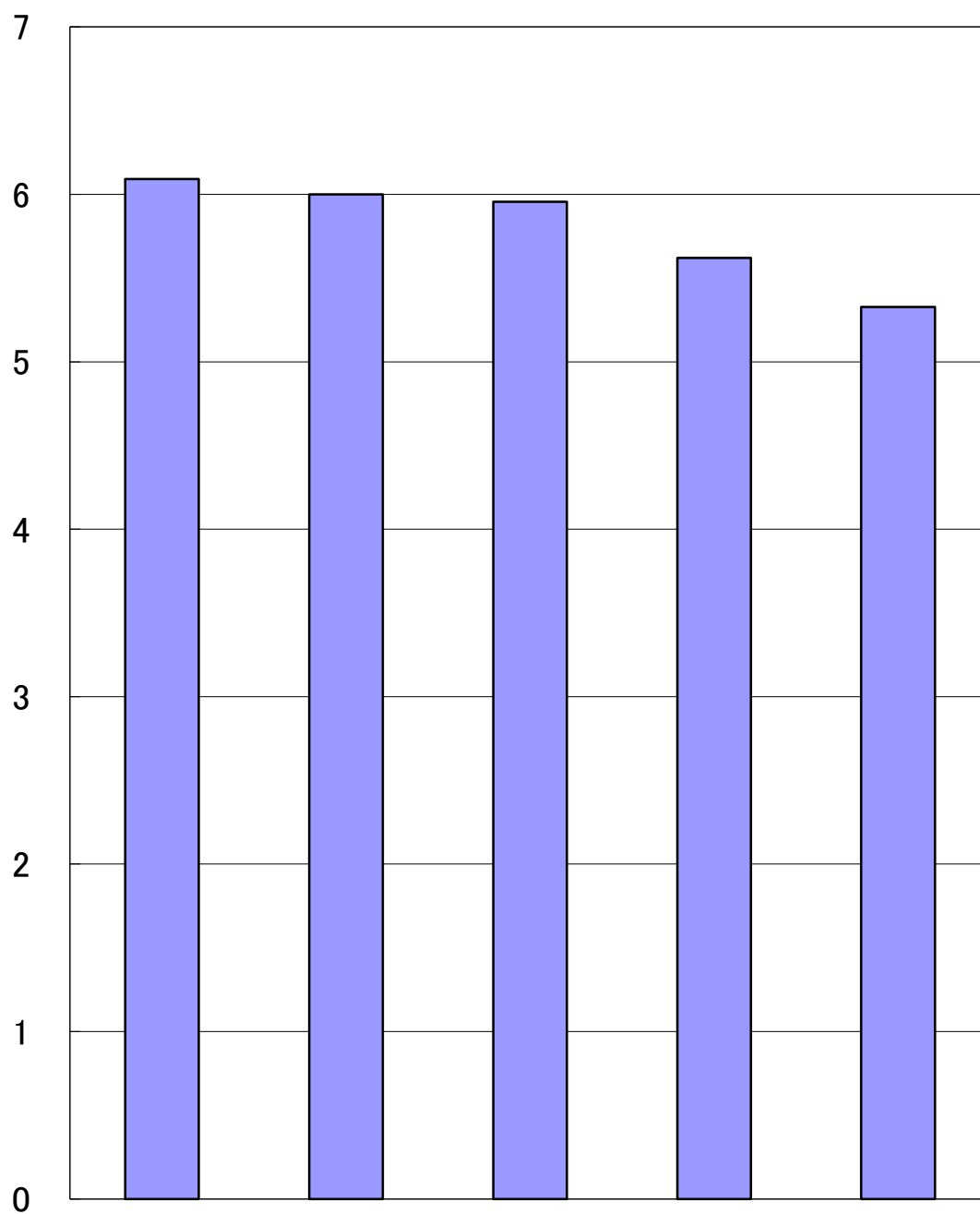
2. 町たばこ税の推移

年 度 項 目	23	24	25	26	27	28	29
売渡本数 (千 本)	862 31,470	1,119 34,121	1,451 34,502	1,571 33,398	1,632 35,154	1,513 33,467	1,513 33,467
税 率	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000	2,925 /1,000 5,262 /1,000	3,355 /1,000 5,262 /1,000
税 額 (千円)	1,888 145,326	2,452 153,183	3,584 179,659	3,919 175,743	4,073 184,979	4,345 176,104	4,164 176,125
合計税額(千円)	147,214	155,635	183,243	179,662	189,052	180,449	180,289
返還控除税額(千円)	601	783	1,243	920	1,124	843	847
手持ち品課税額(千円)						26	21
差引調定額(千円)	146,613	154,852	182,000	178,742	187,928	179,632	179,463

※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

(5) 国民健康保険税

億円



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決 算 額	609,170	600,052	595,625	562,125	532,711

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等他の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。（擬制世帯主といいます。）

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額（医療分）、後期高齢者医療支援金課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額です。

② 後期高齢者医療支援金課税額

加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

③ 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳から65歳未満の方）のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区 分	課 税 対 象		税 率 等		
			基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（注）	×	5.6/100	2.7/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100		
均等割	国保加入者数	×	23,000 円	6,400 円	13,000 円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200 円		
課税限度額			510,000 円	160,000 円	130,000 円

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期限等

① 普通徴収

期別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
納期限	7 月 31 日	8 月 31 日	9 月 30 日	10 月 31 日	11 月 30 日	12 月 25 日	1 月 31 日	2 月末日

② 特別徴収（年金引き落とし）

時期	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
----	-----	-----	-----	------	------	-----

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

年 度			26	27
区 分				
町 の 世 帯 数 （ 世 帯 ） A			9,509	9,526
町 の 人 口 （ 人 ） B			21,482	21,321
国 保 加 入 世 帯 数 （ 世 帯 ） C			3,754	3,720
C の 被 保 険 者 数 （ 人 ） D			6,577	6,399
加 入 割 合 （ % ） C / A			39	39
加 入 割 合 （ % ） D / B			31	30
課 税 内 訳	所 得 割 総 額（千円）	基 礎	261,232	245,839
		支 援 金	125,950	118,529
		介 護	27,276	23,796
	資 産 割 総 額（千円）	基 礎	37,824	39,323
	被 保 険 者 均 等 割 総 額（千円）	基 礎	119,365	119,190
		支 援 金	33,214	33,166
		介 護	21,659	21,204
	世 帯 別 平 等 割 総 額 （千円）	基 礎	82,228	88,736
	計（千円）	基 礎	500,649	493,088
		支 援 金	159,164	151,695
		介 護	48,935	45,000
税 率	所 得 割	基 礎	5.6/100	5.6/100
		支 援 金	2.7/100	2.7/100
		介 護	1.4/100	1.4/100
	資 産 割	基 礎	25.0/100	25.0/100
	被 保 険 者 均 等 割（円）	基 礎	23,000	23,000
		支 援 金	6,400	6,400
		介 護	13,000	13,000
	世 帯 別 平 等 割（円）	基 礎	31,200	31,200
課 税 限 度 額（円）		基 礎	470,000	470,000
		支 援 金	120,000	120,000
		介 護	90,000	90,000
所 得 割 の 按 分 基 礎			法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）	同 左
資 産 割 の 按 分 基 礎			固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	同 左

(単位：千円・％・世帯・人)

28	29	30
9,584	9,665	9,753
21,189	21,075	20,906
3,601	3,354	3,380
6,085	5,691	5,439
38	35	35
29	27	26
236,179	188,856	218,748
113,871	85,055	105,467
20,114	15,145	15,991
37,817	31,562	33,997
144,578	102,244	127,213
40,230	28,451	35,398
24,479	16,319	20,046
112,250	77,705	102,367
530,824	400,367	482,325
154,101	113,506	140,865
44,593	31,464	36,037
5.6/100	5.6/100	5.6/100
2.7/100	2.7/100	2.7/100
1.4/100	1.4/100	1.4/100
25.0/100	25.0/100	25.0/100
23,000	23,000	23,000
6,400	6,400	6,400
13,000	13,000	13,000
31,200	31,200	31,200
470,000	470,000	510,000
120,000	120,000	160,000
90,000	90,000	130,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行
：平成20年4月1日より後期高齢者支援金施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

年度 税目		区分	26				27				
			調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	415,923	376,011	90.4	98.3	基礎	419,542	380,416	90.7	101.2
		支援金	118,525	106,665	90.0	98.4	支援金	119,739	108,110	90.3	101.4
		介護	31,282	25,671	82.1	93.9	介護	31,898	26,566	83.3	103.5
	滞	基礎	186,851	31,382	16.8	109.9	基礎	174,501	32,723	18.8	104.3
		支援金	48,243	7,781	16.1	112.1	支援金	47,741	9,122	19.1	117.2
		介護	24,715	3,832	15.5	110.5	介護	23,729	3,885	16.4	101.4
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	31,362	30,078	95.9	92.7	基礎	22,828	21,856	95.7	72.7
		支援金	9,106	8,726	95.8	90.5	支援金	6,483	6,180	95.3	70.8
		介護	7,606	7,279	95.7	91.7	介護	5,326	5,090	95.6	69.9
	滞	基礎	5,594	1,716	30.7	125.3	基礎	4,926	1,104	22.4	64.3
		支援金	1,665	488	29.3	130.1	支援金	1,501	313	20.9	64.1
		介護	1,375	423	30.8	136.9	介護	1,217	260	21.4	61.5
小計	現	613,804	554,430	90.3	97.6	605,816	548,218	90.5	98.9		
	滞	268,443	45,622	17.0	111.2	253,615	47,407	18.7	103.9		
合計		882,247	600,052	68.0	98.5	859,431	595,625	69.3	99.3		

4. 平成29年度国民健康保険税の決算状況

税 目		区 分	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	385,496	387,948	355,307
		支援金	110,522	109,872	100,349
		介護	27,363	29,309	24,984
	滞	基礎	20,214	153,108	29,122
		支援金	6,663	43,788	8,229
		介護	2,897	21,769	3,757
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	13,900	7,339	6,904
		支援金	4,329	2,062	1,912
		介護	3,089	1,661	1,556
	滞	基礎	587	2,374	370
		支援金	184	726	112
		介護	150	597	109
小 計	現		544,699	538,191	491,012
	滞		30,695	222,362	41,699
合 計	計		575,394	760,553	532,711

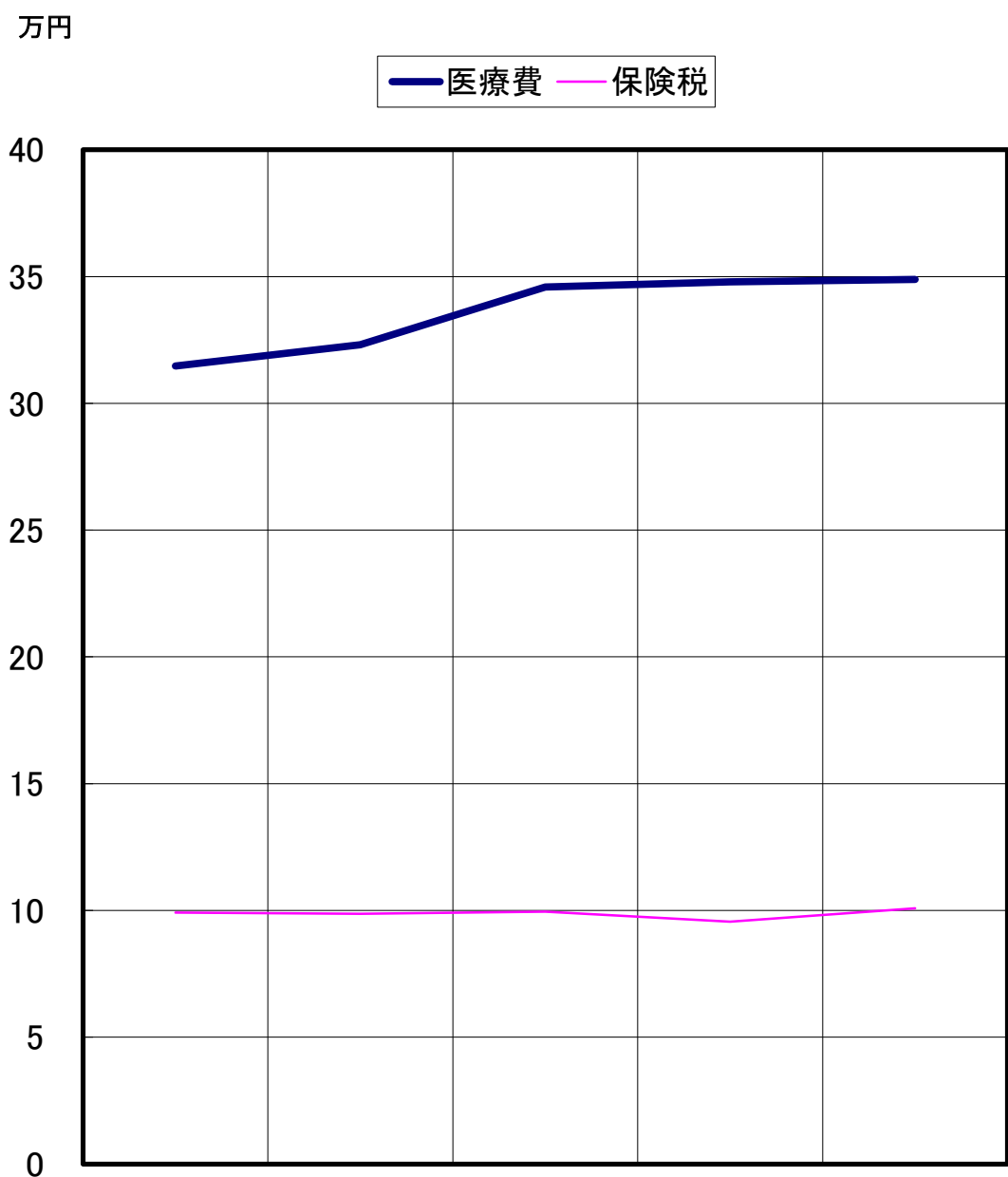
(単位：千円・％)

28					29					平成30年度 当初予算額	
調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比		
基礎	402,844	368,265	91.4	96.8	基礎	387,948	355,307	91.6	96.5	基礎	338,430
支援金	114,465	104,390	91.2	96.6	支援金	109,872	100,349	91.3	96.1	支援金	95,968
介護	30,466	25,618	84.1	96.4	介護	29,309	24,984	85.2	97.5	介護	22,879
基礎	161,630	28,564	17.7	87.3	基礎	153,108	29,122	19.0	102.0	基礎	19,081
支援金	45,490	8,157	17.9	89.4	支援金	43,788	8,229	18.8	100.9	支援金	6,391
介護	22,354	3,265	14.6	84.0	介護	21,769	3,757	17.3	115.1	介護	2,795
基礎	14,609	13,914	95.2	63.7	基礎	7,339	6,904	94.1	49.6	基礎	6,264
支援金	4,235	4,031	95.2	65.2	支援金	2,062	1,912	92.7	47.4	支援金	1,839
介護	3,455	3,295	95.4	64.7	介護	1,661	1,556	93.7	47.2	介護	1,093
基礎	3,988	1,675	42.0	151.7	基礎	2,374	370	15.6	22.1	基礎	258
支援金	1,277	544	42.6	173.8	支援金	726	112	15.4	20.6	支援金	84
介護	995	401	40.3	154.2	介護	597	109	18.3	27.2	介護	70
570,074		519,513	91.1	94.8	538,191		491,012	91.2	94.5	466,473	
235,734		42,606	18.1	89.9	222,362		41,699	18.8	97.9	28,679	
805,808		562,119	69.8	94.4	760,553		532,711	70.0	94.8	495,152	

(単位：円・％)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成28年度収納率	平成27年度収納率
	32,641	91.59	91.42	90.67
	9,523	91.33	91.20	90.29
	4,325	85.24	84.09	83.28
8,506	115,480	19.02	17.67	18.75
1,500	34,059	18.79	17.93	19.11
1,099	16,913	17.26	14.61	16.37
	435	94.07	95.24	95.74
	150	92.73	95.18	95.34
	105	93.68	95.36	95.57
177	1,827	15.59	42.01	22.42
53	561	15.43	42.59	20.87
50	438	18.26	40.30	21.37
0	47,179	91.23	91.13	90.49
11,385	169,278	18.75	18.07	18.69
11,385	216,457	70.04	69.76	69.30

5. 国民健康保険 1 人当りの医療費と保険税の推移

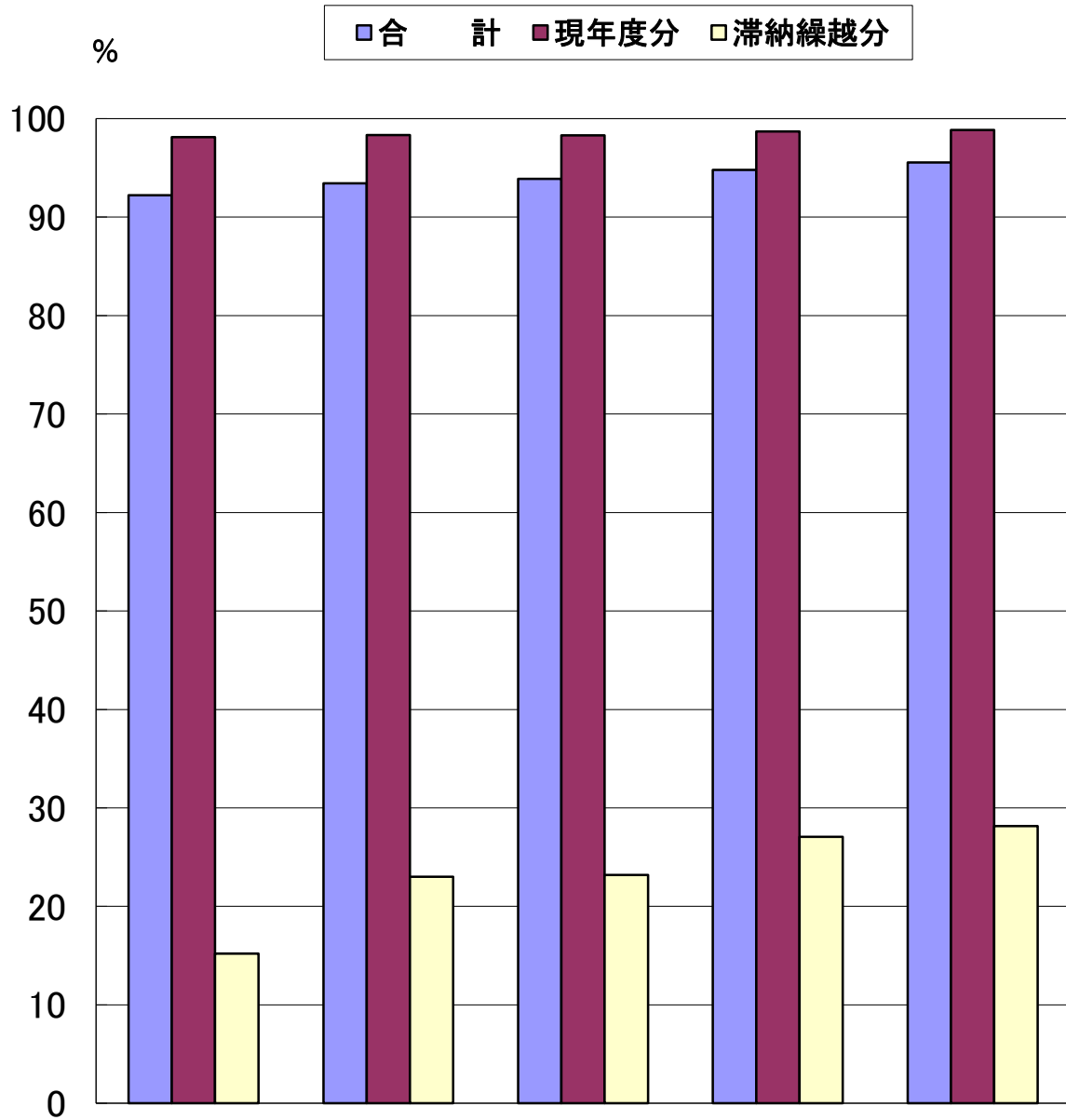


(単位：円)

年 度 区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療費	314,731	323,082	345,934	347,858	348,841
保険税	99,122	98,635	99,559	95,554	100,879
※ 医療費は、一部負担金を除いた値。 保険税は、現年分の調定額（決算値）。 8 月の国保運営協議会の資料を基に作成。					

IV 徴 収

(一 般 会 計)



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合 計	92.22	93.43	93.89	94.81	95.56
現 年 度 分	98.14	98.35	98.31	98.69	98.86
滞 納 繰 越 分	15.21	23.01	23.18	27.08	28.16

(単位：%)

1. 町税口座振替状況調

(単位：人・件・%)

年度	区分 税目	納税義務者数 (A)	口座振替依頼数 (B)	口座振替加入率 (B) / (A)	口座振替依頼数 対 前 年 比
平成 28 年度	町・県民税 (普通徴収)	2,807	544	19.38	76.73
	固定資産税 都市計画税	8,968	3,656	40.77	100.11
	軽自動車税	6,759	696	10.30	96.80
	国民健康保険税 (普通徴収)	3,017	1,051	34.84	96.25
	計	21,551	5,947	27.60	96.35
平成 29 年度	町・県民税 (普通徴収)	2,827	514	18.18	94.49
	固定資産税 都市計画税	8,991	3,631	40.38	99.32
	軽自動車税	6,858	690	10.06	99.14
	国民健康保険税 (普通徴収)	2,918	956	32.76	90.96
	計	21,594	5,791	26.82	97.38

2. 町税口座振替納付状況調

(単位：円・%)

年度	区分 税目	税 収 入 額 (A)	口座振替納付税額 (B)	口座振替納付税額 の割合 (B) / (A)	口座振替納付税額 対 前 年 比
平成 28 年度	町・県民税 (普通徴収)	306,334,600	78,467,945	25.62	78.20
	固定資産税 都市計画税	1,407,311,987	360,529,700	25.62	105.98
	軽自動車税	39,517,400	3,814,300	9.65	113.01
	国民健康保険税 (普通徴収)	519,516,500	182,732,700	35.17	91.58
	計	2,272,680,487	625,544,645	27.52	97.22
平成 29 年度	町・県民税 (普通徴収)	307,594,123	63,532,760	20.65	80.97
	固定資産税 都市計画税	1,417,477,200	406,045,400	28.65	112.62
	軽自動車税	41,696,800	3,968,700	9.52	104.05
	国民健康保険税 (普通徴収)	491,012,701	165,249,900	33.65	90.43
	計	2,257,780,824	638,796,760	28.29	102.12

3. 督促状発送状況の推移

1. 町 民 税

(単位：件・%)

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
25	43,601	3,610	8.28
26	43,611	3,328	7.63
27	43,794	3,077	7.03
28	45,118	2,417	5.36
29	45,919	2,238	4.87

2. 固定資産税・都市計画税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
25	35,149	3,286	9.35
26	35,577	3,330	9.36
27	35,639	3,286	9.22
28	35,791	3,251	9.08
29	35,878	2,921	8.14

3. 軽自動車税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
25	6,176	1,114	18.04
26	6,444	1,107	17.18
27	6,641	1,035	15.59
28	6,801	1,050	15.44
29	6,779	1,060	15.64

4. 国民健康保険税

年 度 \ 区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
25	23,438	5,266	22.47
26	22,948	4,915	21.42
27	22,741	4,879	21.45
28	21,774	4,614	21.19
29	20,508	4,164	20.30

4. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

年 度 税 目		25		26		27		28		29	
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
町 民 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	180	12,391,540	131	8,725,614	120	7,859,871	106	7,320,018	71	4,055,273
個 人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	173	11,932,640	124	8,260,614	115	7,478,071	101	7,048,018	68	3,896,973
法 人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	7	458,900	7	465,000	5	381,800	5	272,000	3	158,300
固 定 資 産 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	7	1,669,372	0	0
	滞納繰越分	109	8,217,176	85	6,788,597	73	7,455,578	55	4,961,777	38	1,597,994
軽 自 動 車 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	64	418,400	85	549,600	62	981,700	62	571,500	49	438,300
都 市 計 画 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	7	141,828	0	0
	滞納繰越分	109	747,424	85	602,653	73	649,672	55	425,523	38	137,406
特 別 土 地 保 有 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	7	1,811,200	0	0
	滞納繰越分	353	21,774,540	301	16,666,464	255	16,946,821	223	13,278,818	158	6,228,973
国 民 健 康 保 険 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	288	28,090,500	249	27,033,600	187	25,863,900	137	18,550,437	107	11,390,335
合 計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	7	1,811,200	0	0
	滞納繰越分	641	49,865,040	550	43,700,064	442	42,810,721	360	31,829,255	265	17,619,308

5. 滞納繰越収納状況の推移

年 度 税 目		25				26			
		調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比
町 民 税	個 人	118,246	16,662	14.1	104.0	119,288	27,196	22.8	163.2
	法 人	2,540	501	19.7	124.0	2,126	333	15.7	66.5
	小 計	120,786	17,163	14.2	104.5	121,414	27,529	22.7	160.4
固 資 産 定 税	土 地	26,267	4,384	16.7	88.7	24,170	5,743	23.8	131.0
	家 屋	42,457	7,087	16.7	90.9	40,067	9,519	23.8	134.3
	償却資産	0	0	-	-	0	0	-	-
	小 計	68,724	11,471	16.7	90.1	64,237	15,262	23.8	133.0
軽 自 動 車 税		4,320	765	17.7	117.3	4,452	921	20.7	120.4
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0		0	0	0.0	
都 計 画 市 税	土 地	2,779	458	16.5	87.7	2,505	592	23.6	129.3
	家 屋	3,221	531	16.5	89.8	3,028	716	23.6	134.8
	小 計	6,000	989	16.5	88.9	5,533	1,308	23.6	132.3
計（一般会計分）		199,830	30,388	15.2	98.3	195,636	45,020	23.0	148.2
国 民 健 康 税 国 保 險	一 般	270,396	38,963	14.4	100.7	259,808	42,994	16.5	110.3
	退 職	10,149	2,054	20.2	104.2	8,634	2,628	30.4	127.9
	小 計	280,545	41,017	14.6	100.9	268,442	45,622	17.0	111.2
合 計		480,375	71,405	14.9	99.8	464,078	90,642	19.5	126.9

(単位：千円・%)

27				28				29			
調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比
109,672	25,866	23.6	95.1	101,173	26,784	26.5	103.5	83,515	21,869	26.2	81.6
2,040	254	12.5	76.3	2,380	560	23.5	220.5	4,412	2,555	57.9	456.3
111,712	26,120	23.4	94.9	103,553	27,344	26.4	104.7	87,927	24,424	27.8	89.3
26,171	6,069	23.2	105.7	24,892	7,070	28.4	116.5	21,886	6,321	28.9	28.4
32,513	7,539	23.2	79.2	32,371	9,194	28.4	122.0	28,963	8,365	21.8	68.8
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
58,684	13,608	23.2	89.2	57,263	16,264	28.4	119.5	50,849	14,686	28.9	90.3
4,020	716	17.8	77.7	3,349	782	23.4	109.2	3,307	870	26.3	111.3
0	0	0.0		0	0	0.0		0	0	0.0	
2,610	601	23.0	101.5	2,493	712	28.6	118.5	2,180	629	28.9	88.3
2,373	547	23.1	76.4	2,398	685	28.6	125.2	2,146	619	28.8	90.4
4,983	1,148	23.0	87.8	4,891	1,397	28.6	121.7	4,326	1,248	28.8	89.3
179,399	41,592	23.2	92.4	169,056	45,787	27.1	110.1	146,409	41,228	28.2	90.0
245,971	45,730	18.6	106.4	229,476	39,988	17.4	87.4	218,665	41,108	18.8	102.8
7,644	1,677	21.9	63.8	6,262	2,621	41.9	156.3	3,697	590	16.0	22.5
253,615	47,407	18.7	103.9	235,738	42,609	18.1	89.9	222,362	41,698	18.8	97.9
433,014	88,999	20.6	98.2	404,794	88,396	21.8	99.3	368,771	82,926	22.5	93.8

6. 平成30年度納期一覧表

月 別	税 目	期 別	納 期 限
平成30年 4月	○ 固定資産・都市計画税	1期	5月1日
5月	◎ 軽自動車税	全期	5月31日
6月	□ 町 県 民 税	1期	7月2日
7月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	2期 1期	7月31日
8月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	2期 2期	8月31日
9月	☆ 国民健康保険税	3期	10月1日
10月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	3期 4期	10月31日
11月	☆ 国民健康保険税	5期	11月30日
12月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	3期 6期	12月25日
平成31年 1月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	4期 7期	1月31日
2月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	4期 8期	2月28日

V そ の 他

1. 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

年 度		25	26	27	28	29
種 類						
有 料	所 得 証 明	902	911	939	883	920
	課 税 証 明	1,194	1,390	1,497	1,503	1,707
	非 課 税 証 明	1,608	1,652	1,426	1,308	1,368
	住 民 税 証 明	101	309	457	483	475
	評 価 証 明	398	500	467	411	441
	資 産 証 明	1	2	1	0	0
	公 課 証 明	178	195	174	198	251
	納 税 証 明	437	453	598	550	586
	閲 覧	179	301	226	252	234
	住 宅 用 家 屋 証 明	67	89	65	51	48
	そ の 他	15	15	51	16	19
	小 計	5,080	5,817	5,901	5,655	6,049
無 料	標 識 交 付	308	259	263	229	188
	廃 車 申 告	298	289	311	256	202
	軽 自 納 税 証 明	459	380	468	429	476
	そ の 他	73	78	34	39	31
小 計		1,138	1,006	1,076	953	897
合 計		6,218	6,823	6,977	6,608	6,946

※ 「所得証明」には、児童手当用も含む。

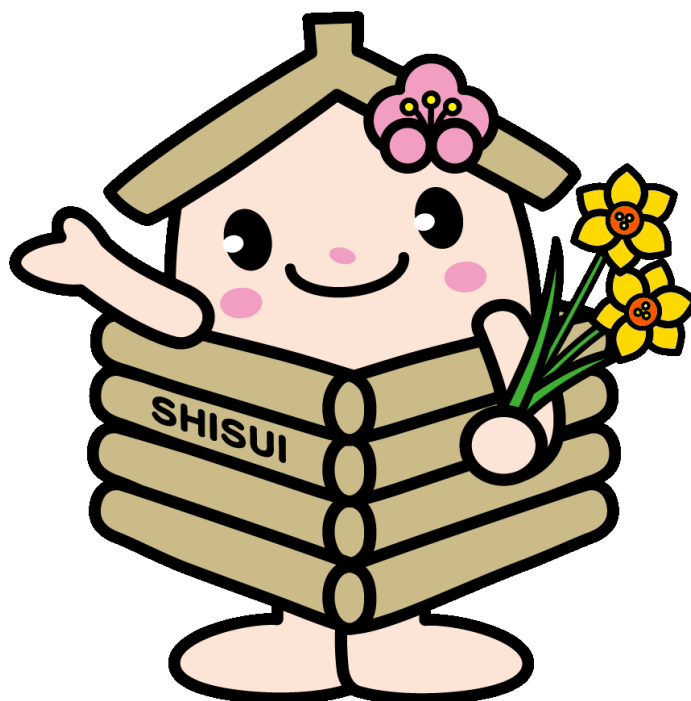
2. 町税徴収経費の推移（一般会計）

区 分		年 度	24	25
収 入 額		町 税 （ A ）	2,727,162	2,387,115
		県 民 税	697,127	649,536
		合 計 （ B ）	3,424,289	3,036,651
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	44,748	48,297
		諸 手 当	21,460	23,091
		（ 1 ） 超過勤務手当	0	0
		（ 2 ） 税務特別手当	0	0
		（ 3 ） その他の手当	21,460	23,091
		そ の 他	12,034	13,296
		小 計	78,242	84,684
	需 用 費	旅 費	0	0
		賃 金	688	958
		そ の 他	20,097	18,933
		小 計	20,785	19,891
	報 奨 金 等	納税貯蓄組合補助金	0	0
		納期前納付報奨金	0	0
		納 税 奨 励 金	0	0
		そ の 他	0	0
		小 計	0	0
	そ の 他		31,045	31,270
	合 計 （ C ）		130,072	135,845
県 民 税 徴 収 取 扱 費 （ D ）		32,151	31,681	
（ C ） － （ D ） （ E ）		97,921	104,164	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	（ C ） / （ B ）	3.8	4.5	
	（ E ） / （ A ）	3.6	4.4	
徴 税 職 員 数		13	14	
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 （ F ）		6,019	6,049	

(単位：千円・％・人)

26	27	28	29
2,800,052	2,861,538	2,955,731	2,999,259
746,211	703,138	700,557	712,685
3,546,263	3,564,676	3,656,288	3,711,944
44,815	44,161	42,904	44,763
23,037	23,648	23,370	25,828
0	0	0	0
0	0	0	0
23,037	23,648	23,370	25,828
12,813	13,005	13,055	14,371
80,665	80,814	79,329	84,962
2	0	0	0
727	1,363	998	1,188
17,257	16,439	16,673	16,793
17,986	17,802	17,671	17,981
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
29,229	37,042	45,046	37,733
127,880	135,658	142,046	140,676
32,923	34,007	31,719	33,272
94,957	101,651	110,327	107,404
3.6	3.8	3.9	3.8
3.4	3.6	3.7	3.6
14	13	13	13
5,762	6,216	6,102	6,536

資料：課税状況等調書第39表



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しすいちゃん）

平成30年度
税 務 概 要

発 行 平成30年10月
編 集 酒々井町税務住民課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11

電 話 043(496)1171

FAX 043(496)4541

E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp